

平成15年第8回防府市議会定例会会議録(その2)

平成15年12月10日(水曜日)

議事日程

平成15年12月10日(水曜日) 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(29名)

1番	田中敏靖君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	山本久江君	6番	藤本和久君
7番	斉藤旭君	8番	横田和雄君
9番	岡村和生君	10番	弘中正俊君
11番	安藤二郎君	12番	山田如仙君
13番	横見進君	14番	藤野文彦君
15番	馬野昭彦君	16番	木村一彦君
17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
20番	松村学君	21番	大村崇治君
22番	広石聖君	23番	久保玄爾君
24番	今津誠一君	25番	河村龍夫君
26番	藤井正二君	27番	青木岩夫君
28番	深田慎治君	29番	平田豊民君
30番	中司実君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	浅田道生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	岡本智君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 村重誠君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時 1分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

24番、今津議員、25番、河村議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（中司 実君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので、御了承お願いいたします。

これより、質問に入ります。最初は、11番、安藤議員。

〔11番 安藤 二郎君 登壇〕

11番（安藤 二郎君） おはようございます。政友会の安藤でございます。執行部におかれましては、積極的な御回答をよろしくお願いをいたします。

それでは、合併につきまして、現在行われております法定合併協議会並びに小委員会のあり方について質問をしたいと思います。

私はこれまでほとんどの協議会、小委員会の傍聴をさせていただいております。こうして傍聴しておりますと、委員の皆さんの心労が伝わってまいります。実際、委員の方々は協議会に出席、また小委員会に出席、さらにはその下打ち合わせ、あるいはまた個人の勉強ということで、ほとんど休む間もなく合併協議のために時間を費やしておられます。委員の方々の心労はいかばかりかと心より敬意をあらわすものでございます。

一方で、無責任に傍聴しております我々にとりましては、おかげさまで大変勉強になっております。と申しますのも、現場の議論を通しますと、結果を活字で理解することとは全く別の次元の真実があぶり出されて、その問題の本質に迫ることができるからでございます。

合併協議も今や佳境に入っております。実際バトルの場と言ってもいいくらい、熱気を帯びて、傍聴者にとりましては、次は何がリングに上がるのか、バトルを楽しむ状況になってまいりました。

議員の方々の傍聴がちょっと淋しいかなという気がしております。ぜひとも防府の委員の方の後ろ盾となって、力強い応援団として傍聴していただければ、委員の方もまた張り切りようが違うのではないかというふうに思っております。

この傍聴を通しまして、いろんなことが見えてまいります。次の2点を御紹介いたします。

第1点は、協議会参加の2市4町の一般会計・特別会計の状況、すなわち各市町の財政運営の状況が少しばかり見えてまいりました。その中で注目すべきは防府市の財政運営は他の市町に比べてかなり健全に保持されているということでございます。健全というよりは、むしろかなりハイレベルに推移しているということに気がつきます。後ほど若干詳細に触れますけれども、国民健康保険、あるいは水道事業については特に顕著に見ることができます。そのことを踏まえて、防府市としては今後の協議会において自信を持って臨み、信念を貫いてほしいと思います。

第2点として、第1点と共通していることですが、ほとんどの会議において、リーダーシップを持っているのが防府の委員であるということでございます。最初は何やら遠慮がちでございましたけれども、回を重ねるに従いまして、活発に持論を開陳されて、我々傍聴しておる防府市民にとりましては、心強いばかりの活躍でございます。

しかも、かなり掘り下げた、高度な質問が出るものですから、しばしば事務局は立ち往生。それがほとんど防府の委員である。防府の委員はよく勉強しておられるな。恐らく他

の市町の方は評価しているに違いありません。

さて、来年3月にはすべての協定項目についてまとめなくてはならないという計画からすれば、協議もいよいよ終盤に入ってきたと言えるでしょう。ところが、協議項目のうち十分に時間をかけて議論を深めていかななくてはならない問題が先送り、あるいは継続審議となっております。この期間内にまとめることはできるのであろうかと、いささか危惧しているところであります。

こうした中、次の2つのことを提起しながら、協議会の今後のあり方について、どのようにお考えかお尋ねしたいと思えます。

第1点は、まちづくりに対する基本的な考え方が見えないことです。新しい市をどのような形にしていくのか。そして、その形を具体化するにはどのような制度が必要なのかといった点について、基本的な合意がなされていないのです。

例えば新市の事務所の位置の問題です。会議の中で、山口市長は「新市の事務所というのは、都市集積のうちの1つの選択肢であり、新市の事務所の存在が都市集積のすべてではない」と発言しておられました。そのとおり、今、策定中の新市建設計画の案の中で、山口、防府、小郡の3つの都市核を形成するとしております。1つの核を形成して、そこに集積するとは言っておりません。3つの都市核のうち、1つの核に新市の事務所があると理解すべきでしょう。であるとするならば、一体その他の2つの核はどんな核にしようというのでしょうか。どんな選択肢があるというのでしょうか。その核によっては、新市の事務所を置くことよりも、はるかにそれをしのぐ核となるかもしれないではないですか。他の2つの核は、どんなものにするのかといった議論がどうして起こらないのでしょうか。3つの核のそれぞれについて、法定協という場でしっかりと議論していかななくては、新市の事務所の位置問題は解決できないことである。まちづくりの根幹にかかわることです。

また、都市計画におけるいわゆる線引き問題にしても、個人の資産価値がすっかり変わってしまうことから、下水道事業を含むまちのあり方まで幅広い議論が必要になっているにもかかわらず、法定協ではこれを玉虫色決着にしております。このようにまちづくりの核心に触れる問題を玉虫色にして、先送りしてしまっているのでは、法定協自体の存在が問われることになるのではないのでしょうか。

第2点は、先ほど防府市が最もすぐれているとしました基本的な財政運営の問題です。水道事業、国民健康保険など、いわゆる特別会計として処理されている事業に対して、他の市町においてはやってはならないと思われる一般会計からの繰り入れによる補てんをしまっているという問題があります。

この種の問題というのは、最終的には政治的判断、あるいは政治的決着が図られること

でありますけれども、一般市民の方々にとってはとても見えにくい部分です。だから、議論を深めて、一般市民の方々にもきっちりと理解できるよう協議していく必要があるのです。

昭和7年7月、思想、ましてや信念を持ち合わせることもなく、ただただ自由に沿って行動した人と後に評価される松岡洋右という人は国際連盟の代表になります。その松岡洋右、時流の赴くままに国際連盟の席をけて、脱退する。そして、帰国後松岡自身、全く夢をしていなかった熱狂的な歓迎を受ける。それがさらに彼のその後には拍車をかけることとなり、三国同盟締結の後、独走を始め、破滅的外交に陥ってしまったことはよく知られているところであります。

今から62年前、昭和16年のきょう12月10日は、かのパールハーバーによって国じゅうが大戦勝気分で酔っていたころであります。思想や信念もない、時流の赴くままに国際連盟を脱退していた行動と合併は避けて通れないという意味不明の文言を掲げ、それはやむを得ぬ時の流れとしてしまっている合併論議と相通じるところがありはしまいか。そんな危うさを感じております。

同じ轍を踏んではならないと思うのであります。時流に流されることなく、しっかりとした議論のもと、広範な情報収集と十分な分析によって判断しなくてはならないのではないのでしょうか。まさに、リメンバー・パールハーバーなのであります。

そこで質問です。最初に、今後の協議会、小委員会のあり方についてです。突然ですが、イラクです。現地のニーズも十分把握されていない中で、人道支援活動する自衛隊は一体だれの指揮下に入るのでしょうか。米軍なのでしょうか。それとも、イラクの人たちなのでしょうか。どこにもそれは記述されていないのです。それによって明らかに国民への理解、世界への理解度も変わってくるはずですが、本来、秘匿にしておかなくてはならない武器や航空機の姿をオープンしながら、最も肝要と思われる指揮系統、こんなことが欠落してしまっているのです。

合併協議の現状を見るにつけ、まさにこうした最も肝要と思える協議が欠落しているように思えてなりません。協議ではあらゆる手法を駆使して、より深い議論を交わす場にならないことには、広く市民の方々に説明のできる結論を導き出すことはできません。この点について、どのようにお考えか、協議会等の今後のあり方について市長の率直な御見解をお聞きしたいと思います。

さらに、問題が核心に触れるにしたがって、巷間あきらめムードが漂い始めておりますが、進むも退くも、今こそ粘り強さと忍耐力を発揮して、真に我々が求めているものは何かを希求するときではないのでしょうか。

そこで、市長として避けて通れないとした初心を忘れることなく、簡単に避けて通ってしまっては困るのです。2市4町、各首長との協定書調印という最終の着地点まで粘り強く、意欲を持ち続けることができるかどうかについて、その決意のほどについてお尋ねをいたします。

次に、今から述べる項目について、既に調整済みの項目については、その調整案と今後なお予測される問題点について、また継続審議となっている項目については、その問題となっている部分はどんなことで、今後どのようなことについて審議されるのかといったことを伺います。合併担当部局の方からの御説明をお願いいたします。

なお、回答に当たりましては、多くの市民にも容易に理解できるような表現をお願いをいたします。

1、新市の事務所の位置について、2、都市計画について、3、下水道事業について、4、国民健康保険について、5、水道事業についてでございます。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（中司 実君） 11番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 合併についての御質問にお答えします。まず、これまで防府市や私が果たしてきた役割、法定協議会の設置に至った経緯と現在の法定協に対する私なりの思いを述べさせていただきます。

議員御承知のように、県や県議会での取り組みとは別に、この県央部市町では、中核都市形成に向けて取り組んできた長い歴史がございます。昭和61年の山口市、防府市、秋穂町、小郡町、2市2町による山口県央部中核都市圏構想策定協議会に始まり、これが平成4年には地方拠点法の指定を受けて、山口県央部地方拠点都市地域推進協議会に発展し、県央部では中核都市形成に向けて鋭意取り組んできた経緯がありますが、これらは形態としては都市連合を目指したものであったと認識しております。

その後、平成10年には徳地町を加えて、広域住民票相互発行業務を行うことによる、2市3町での山口県央部窓口事務協議会に発展し、さらに2市4町の首長間でさまざまな話し合いを重ねつつ、平成12年には阿知須町を加えた吉敷郡、佐波郡での県央部吉佐地域都市形成研究会を設置したところでございます。

この中で、職員派遣による人事交流や行政の事務事業の現況調査を行うなど、2市4町の実務的な連携をとりながら、県央部の中核都市づくりに向けての協議・検討の場を進めてまいり、広域的な一体感の情勢を図ってまいり、その際の事務局は防府市に置いていたわけでございます。

行政環境を取り巻く昨今の社会情勢を考えると、この県央部に山口県をリードする中核都市を一刻も早く形成し、新しい将来を展望したまちづくりを計画的、効率的に行うことによって、地方分権や少子・高齢化に対応していくとともに、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

このためには、私は広域合併を手段として、中核都市の形成を進めることが最善の方策であると考えており、2市4町の首長会議や調査・研究の場で強く主張してきたところでございます。

しかしながら、この県央部では旧来より山口市と小郡町の間で合併の話がありましたものの、地域性、住民感情として、なかなかまとまらない歴史もございました。そこで、防府市がかすがいとなって、2市4町での合併の必要性を訴えるとともに、合併協議という1つのテーブルに着くための努力をしまいに、まさにこのことが県央部の法定合併協議会の設置にこぎ着けたものと自負いたしておるところでございます。

おかげさまで、本年3月設置された県央部合併協議会も、この11月までに11回の協議を終え、合併協議もいよいよ終盤を迎えることとなります。また、新市の名称や新市の事務所の位置など、新市の将来のあり方に直接影響があり、特に市民の皆様の関心が高い項目につきましても、これから実際の名称と位置を決めるという、いわゆる核心の部分に入っております。

合併協議会及び小委員会におきましては、これまで高所大所からの見地から、小異を捨て大同につくという観点から、また互譲の精神からさまざまな議論を重ねてまいりましたが、時として各市各町委員の意見や考え方の相違といったことなども見受けられます。これもひとえに新市誕生に向けての各委員の熱意がそうさせるものであり、これも産みの苦しみの1つではないかと感じております。

私は2市4町の合併につきましては、ぜひとも成し遂げなければならないという熱い思いを持っておりますので、合併協議会において山積する諸問題や諸課題に対し、お互いが譲り合い、お互いの立場を認め合うという精神のもとに積極的かつ果敢に取り組んでまいり所存でございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、調整済み項目の調整案及び今後の課題、継続審議項目の問題点と今後の対応についてお答えいたします。

まず新市の事務所の位置について、現在、小委員会で協議・検討されており、継続協議となっております。先般の小委員会では新市の事務所として防府市、山口市及び小郡町が候補地として名乗りを挙げ、それぞれが地域特性の観点から立地条件を引き合いに出し、議論を展開したところでございます。それぞれに理由があり、ごもっともな意見もあるわ

けでございますが、その中でも防府市がさまざまな理由により最適地であるとの主張をしてまいる所存でございます。

防府市の主張の妥当性は、土地利用、新市のまちづくりの観点から地理的、人口的中心性から総合的な交通条件を勘案し、また現庁舎活用の視点など数え上げれば枚挙にいとまがないほどでございますので、あらゆる見地から防府市の正当性、妥当性を主張してまいりたいと考えております。

2点目の都市計画については、11月13日開催の第10回協議会において、新市移行後に早期に市街化区域、市街化調整区域の設定に努めるとの調整案が確認されたところでございます。防府市としてこの都市計画のあり方については、2市4町のまちづくりの現状を都市経営の観点、公共投資の効率性やまちづくりの整合性といった面から新市のあるべき姿の理想を防府市が行っている現状から強く主張してきたところであり、協議会当日も幹事長から幹事会での協議において、線引きを将来実施する方向で結論に達したとの発言もありましたように、調整案もそのような形で反映されたものと理解しております。

3点目の下水道事業につきましては、現在、継続協議中でございますが、下水道事業は独立採算方式であるため、下水道料金はそれぞれの事業体の原価等に基づき設定しており、料金が異なっている現状から、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整するとの調整案が提案されました。

これに対し、防府市の委員から非線引き都市計画の山口市から下水道事業計画を、また都市計画の観点などから県の意見を求め、次回の協議会で再度協議することとなっております。

これも先ほど説明いたしました都市計画のあり方と非常に密接な関係があり、まちづくりの根幹にかかわる問題であると認識しておりますので、新市の用途区域内の均衡のとれた下水道整備計画が示されることを期待しております。

4点目の国民健康保険料につきましては、11月27日開催された第11回協議会において、既に数回にわたり、議論を尽くし、継続協議になっていた内容を防府市の議会選出委員さんの提案により解決したところでございます。

その内容は合併による制度改正に伴い、保険料が増加する世帯のみへ当分の間負担の軽減を図る措置を講じることで調整案が確認されたところでございます。この措置は国民健康保険の運営上、本来のあるべき姿とは言えないまでも、住民の負担増加に配慮し、急激な負担を避ける一つの方法として採用されたものでございます。したがって、新市移行後一定期間経過後は新市の国民健康保険事業のあるべき姿に落ちつくものと認識しております。

最後に、水道事業についてお答えします。水道事業は11月27日開催された第11回協議会で協議されましたが、水道事業会計の運営のあり方に問題があるとの指摘から、まだ十分な議論が必要なため、継続審議となったものでございます。

その具体的な内容は、防府市と徳地町を除く1市3町が行っている一般会計からの基準外の繰り出しについての問題と、広域水道企業団の今後の経営等に関して、さまざまな意見が出されたことによるものでございます。

水道事業は公益企業として、企業会計の趣旨から本来は独立採算制が原則となっております。しかしながら、防府市を除く関係市町の水道料金は物理的自然的条件により給水原価が高いため、一般会計から基準外の繰り出し等により、料金抑制を行っております。

今後は十分な議論を尽くす中で、水道事業のあり方までを含んだ検討が必要であると認識しておりますので、引き続き協議会の場で主張してまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 市長の決意のほどを、今、聞かせていただきましたので、安心をいたしました。若干まだ質問をさせていただきます。

まず最初に、新市の事務所の位置についてでありますけれども、実は先日、私、広島県安芸郡海田町というところに行ってまいりました。海田町というのは皆さんもよく御存じだと思いますけれども、広島市の安芸区が北側に位置し、そして南側にも安芸区があって、安芸区の真ん中に位置しております。サンドイッチ状態になっておる町であります。その町に行きまして、担当者といろいろな点について話ことができましたので御紹介をいたしましょう。

平成16年3月ですから、来年3月合併を目指して、実は3冊のこんな立派なパンフレットまでつくって、そしてまた広島市と海田町との間で協定書の調印まで済ませております。にもかかわらず、本年10月議会におきまして否決。それに伴いまして、11月合併推進派町長の退任。そして慎重派町長が誕生して、現在に至っております。その選挙では大差で当選だったようですけれども、それが本当に民意であったのかどうかということは、担当者は非常に危惧しておりました。

実は海田町というのは財政力指数0.81という比較的裕福な町なんですけれども、これから鉄道高架事業を含めた大型プロジェクトを抱えて、必ずしもこれを維持できないという事情があります。こうした中で、実は合併による合併特例債が240億円、さらにマツダ関連下請け会社からの事業所税が約1億円、このすべてを海田町に投下するという条件にもかかわらず、このような結果になっておるわけです。

これにはいろいろな理由があると思います。議員20人が2人になると、そういったいろんな理由がありますけれども、決定的と思えたことは何かと申しますと、合併後は海田町には役所は置かない。そして、現在の安芸区役所を利用してくれということになっている。そのことがどうやらありまして、どこでも起こりそうな住民サービスの低下ということが決定的要因ではなかったかと分析しておられました。

そしてもう一つ御紹介ですが、先日、福島県いわき市の方に視察してまいりました。そのときにいわき市は30年の間、本庁にすべての機能を集積しようとしたにもかかわらず、できませんでした。それは何かと申しますと、住民のサービスの低下は許されないとし、どうしても支所機能を残しておかなければできないということで、依然として支所がきちっとした機能を果たしておりました。

この2つのいずれの場合も、合併の主役は住民であるよということをあらわしている例と言えないでしょうか。今、新市の事務所の位置で専ら地域の意地の張り合いをしておりますけれども、何と言っても肝要なことは、住民サービスという視点を忘れてはならないと思うんです。

そこで質問ですが、県央合併で進めようとしております総合支所方式における本庁、すなわち総合支所方式における本庁こそが新市の事務所ということですが、これに配置される職員、あるいはこれらの規模、そしてまたその本庁に一体どのぐらいの頻度で住民がそこを訪れるのでしょうか。その辺のことについて、総合支所方式とはどういうことなのか。総合支所方式における本庁のあり方、このあたりについて具体的に御説明をよろしく願います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 事務所の位置の協議におきましては、現在使われておる2市4町のそれぞれの市役所、あるいは町役場を総合支所として活用すると、こういうことが決められております。これはまさしく住民サービスの低下が起きないようにしていこうという配慮の中からでございます。

議員御指摘のとおり、その中で本庁1カ所、従来の役所を活用して、本庁を置こうということになっているわけございまして、いろいろな数え方につきましては、また担当部長から答弁いたさせますが、おおむね本庁には100名から250名ぐらい、その機能によって人数が違って来るわけでございますけれども、新たな形での人員の配置がなされるものというふうに私は理解をいたしているところでございます。

詳しくは担当部長から答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、事務所の機能について、小委員会でどのような検討がされているかといったことについて、御報告を申し上げます。

小委員会におきまして、法定協事務局が提案いたしましたのは、今、市長が申し上げましたように、100名から250名といった案が出されておりますが、それを詳しく御説明申し上げますと、250名の場合は議会事務局、あるいは総務部門、これは管理部門というわけですが、それらの部門を集めた場合が250名ほどさらに必要であろうと。ですから、2市4町の議会、総務部門を集めると、その総合支所に250名程度を配置しないと本庁の機能が果たせないという案が1案ございまして、いま一つはその総務部門の中でいわゆる電算処理とか、行政委員会とか、あるいは自治会とか、そういった本庁と切り離せる総務部門を除きまして、少数精鋭でやれば100人といった規模の本庁機能ができるねといった2案が提案されております。

現在、2市1町が名乗りを挙げておりますが、これから総合支所の機能を、あるいは本庁の機能をどの程度にしていくかによりまして、その組織といったものがおのずとでき上がってくるのではないかなというふうに思っております。

それから、2番目の、どの程度住民がお越しになるかといったことですが、市長が今、申し上げましたように、住民に直接サービスを行うところ、例えば市民課とか、福祉関係とか、あるいは土木もしかりでございまして、そういったものが総合支所ということとなっておりますので、総務部門は管理部門でございますので、本庁への来客はさほど多くならないというふうに認識いたしております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 先ほど申しましたけれども、合併の主役は住民であります。そうしますと、新市の本庁の位置は市のほぼ中心部にあつて、交通利便性のいいところであるよというふうに記載されておりますが、今、担当部課から説明がございましたように、住民がほとんど訪れることのない本庁が、どうして市の真ん中にある必要があるのか。その辺をちょっとお尋ねをいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） これも小委員会で議論されたことございまして、いわゆる既存の建物を使う。総合支所、2市4町おのこの庁舎、役場があるわけでございますけれども、その庁舎を有効利用することによって、財政負担を少なくしようという趣旨での総合支所、いわゆる現庁舎の活用という結論に至ったということございまして。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 現在の庁舎を利用して、本庁を置くと言っておられますが、何の改修もなしに、改造もなしに置くことは不可能であると私は考えております。何らかの改修、改造を加え、さらに130何名の議員が入れる議会も用意しなければなりません。

そういうふうなことを考えますと、現在、現有の庁舎を利用するというものの、かなりの費用負担がかかってくると思いますけれども、しからば何にもないところにせいぜいプレハブを建てて、せいぜい100人が200人ぐらいのものであれば、プレハブを仮に5連建てることと、そっちとどっちが安くつくのか、計算をされましたでしょうか。その辺をちょっとお尋ねをいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 小委員会ではまだコスト論までの議論までには至っておりません。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 実は極めて単純な話なわけで、その辺のところはだれでもわかることですので、ぜひ議論を深めていただきたいというふうに思います。要望しておきます。

次に、都市計画における線引き問題についてですけれども、これはまさに市長が説明されたように、あらゆる問題を包含しているまちづくりの根幹にかかわる問題ですけれども、その調整案をひとつ紹介していただくということと、実はその調整案の解釈の仕方はまさに玉虫色でございまして、山口市の解釈と先ほど市長が申し上げました解釈とは大幅に異なっておるように思いますので、その辺の違いをきっちり説明していただきたいと思えます。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 調整案の紹介でございますが、調整案としては、原則6つの方式となるわけですが、それ以外のその他となりまして、このような調整案となっております。

合併後の都市計画区域については、当面現行どおりとするが、新市移行後速やかに新市の基本構想を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、早期に新市の都市計画審議会の意向を踏まえ、市街化区域、市街化調整区域の設定に努めるというふうになっております。

その辺の経緯でございますが、これは私は幹事会という立場でございますけれども、専門部会から上がってきた中には、市街化区域、あるいは市街化調整区域の設定に努めるという字句は入っておりませんでした。これにつきまして、幹事会でかなりの議論をさせていただいたわけでございますが、さきの法定協におきまして、幹事長が御説明申し上げま

したように、こういうくだりがございます。

ちょっと今、手元に準備しておったんですが、要は幹事会におきまして、市街化区域、市街化調整区域の設定は必要だという結論に達しまして、しかしながらそれに至るまでの都市計画審議会の意向を踏まえるといった手続をやらなくては都市計画の線引きはできませんよといったところで、行政担当者におきましては、区域区分の設定、線引きは必要だという結論のもとで都市計画審議会の手続を踏まえて、その設定に努めるといったものでございまして、この調整案に書いてありますように、これ以外のものは何もございません。玉虫色と言われますけれども、それ以上のものでもなければ、それ以下のものでもない。妥協点がここに至ったといったところで御理解を賜りたいと思います。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） たしか山口市の委員さんの発言では、山口市の考え方は線引きの必要はなしという調整案の解釈をしていたように思いますが、その点はどう思われますか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） これは法定協の委員さんの中の御意見でございまして、私は幹事会の立場として、行政間同士では線引きの必要性はお互いに認め合って、その手続に向かって都市計画審議会の意向を踏まえて、その市街化区域、調整区域の設定に努めるというのが唯一無二でございます。

それは、委員会でいろいろな委員さんがいろいろな思いは申されたことは承知しておりますけれども、そのとおりに決まったとは、席で傍聴しておりまして、そのようには思っておりません。

議長（中司 実君） 11番。

11番（安藤 二郎君） 市長が申されたように、何と申しましても、防府市のまちづくりについてはかなりハイレベルに推移しておるといふふうに思います。ぜひ、防府市の主張をどこまでも押し通すということを努めていただきたいといふふうに思います。

最後に2つほど要望をしておきたいと思います。

まず第1、合併によって市民が不利益をこうむるようなことがあってはならないということでもあります。どういうことかと申しますと、それぞれの市町がそれぞれの為政者の努力不足によって生じたいわゆる負の遺産、わかりやすく申しますと、その市町が持っている負債、それを他の市町にその責を負わせる、こんなことをやってはならないと思います。また、合併という手段によって、それを解決しようとしてはならないと思うわけです。

負の遺産、これこそそれぞれの市町のそれぞれの為政者の責任において解決をつけてか

ら合併に臨んでいただきたい。そして、協議会の議論に臨むべきではないかというふうに考えております。地域エゴ、これを合併につけ回すということはしてはならないというふうに思うわけでございます。それが第1点。

第2点、合併によって市民が得られる利点は共有すべきであるというふうに思います。例えば、今、盛んに話題になっております事業所税の問題です。もちろんその税を負担しなくてはならない企業の方々にとりましては不利益なことですけれども、防府市が最も多く負担する、もったいない話だとのことですけれども、本当にそうでしょうか。そうではなくて、その税が新市30万人すべての市民が共有できることは喜ぶべきことではないでしょうか。博愛衆に及ぼし。富めるものはそうでない人たちを手助けするというおおらかさが欲しいではありませんか。負の遺産は絶対に許してはいけません。この際あらゆる地域エゴを排して、すべてを甘受し、すべてを甘んじて受け、そして合併の大儀の実現に向けて、最大限努力すべきときではないでしょうか。このように要望しまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（中司 実君） 以上で、11番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、27番、青木議員。

〔27番 青木 岩夫君 登壇〕

27番（青木 岩夫君） 民友会の青木でございます。通告をいたしております質問順を申しわけありませんが、変更させていただきます。

2番目になっております競輪事業につきましては3番目にさせていただき、3番目の平和市長会議への参加についてを2番目にさせていただきます。

それでは、教育行政について、なかんずく小学校、中学校、生徒・児童に対する平和教育について申し上げます。

平和教育の推進、歴史教育の重要性について、小学校、中学校、児童・生徒の修学旅行でございます。今から申し上げます旅行先はいずれも過去の大戦の貴重な資料が展示をされ、資料館見学として多くの皆様が見学に訪れておられます。

ここで幾つかの資料館の御案内をさせていただきます。近くには山口県周南市徳山湾にある大津島、ここは人間魚雷回天の訓練基地があったところであります。もともこの基地は魚雷の発射実験のため、1937年、昭和12年につくられた基地で、戦局の悪化に伴い、それを挽回するため、1944年、昭和19年9月に回天基地として開設をされ、人間魚雷の操縦訓練が開始をされ、15歳から19歳ごろまでの若人を一人前の搭乗員にするには3カ月の短期猛訓練に明け暮れ、発進直進の習得が可能であったようであります。

その訓練は、敗戦の1945年、昭和20年8月15日まで続けられております。ここに合祀されておられる145柱の方々に対しては、今日の平和の礎となられた方々で、深く哀悼の意を、誠を捧げ、戦争のない平和を願って、毎年8月15日には現地でユネスコによって平和の大切さを再確認するイベントが行われていることであります。

次に紹介をいたしたいのは、鹿児島県知覧町の旧日本軍の特別攻撃隊基地が現在は立派な戦歴資料館として公開をされ、毎日数百人の見学者が訪れておられます。概要について申し上げますと、1941年、昭和16年12月10日、62年前のきょうであります。大東亜戦争勃発直後、勃発は12月8日で、日本軍の真珠湾攻撃によって始まり一昨日でありました。知覧飛行場が大刀洗陸軍飛行場の分教所として開設をされております。当時の知覧の人々は隊員たちを歓迎し、大変好意的に受け入れられるとともに、なじみ深く接しておられます。3年後の昭和19年には特攻基地となり、特攻隊員たちが毎日出撃をしていかれるのを目の当たりにして、激励の手を振り、涙にむせびながら送っていたそうであります。

知覧の町民は、このような頼もしい少年たちがいる限り、日本は戦争に必ず勝ると信じ込んでおられたようであります。飛行兵との間に断ち切ることのできない心のきずなが深く結ばれていたとも言われております。

さて、ここで私ごとを一言申し上げさせていただきますと、当時の学校教育は軍事一色で、教室から廊下に至るまで目の届く所狭しと少年航空兵のほか、少年水兵、少年戦車兵の募集ポスターが所狭しと張りめぐらされておりました。先生もその応募志願についての説明もよくされておられました。私も昭和20年4月、国民学校高等科2年生のとき、先生の勧めによって少年航空兵に志願をいたし、当時の山口市にございました陸軍42連隊に受験に行き、見事合格となり、1945年昭和20年9月の入隊が決まっておりましたが、8月15日の終戦となり、解除となりました。今、思えば感慨無量なものがこみ上げてまいります。

さて、知覧特攻隊基地の事柄については、当時の雰囲気や現実を鳥浜とめさん本人とその娘さんの礼子さんが「群青」という書籍に書き残されておられます。読めば読むほど限りない感動を覚えます。

次に沖縄ですが、大東亜戦争唯一の陸上戦の戦われたところでもあります。当時の政府軍部は国民皆兵、日本人最後の一兵たりともということで鼓舞激励をし、戦歴が生々しく残されておる糸満市には平和資料館、そしてまた同じ糸満市にひめゆりの平和祈念資料館が残されております。そのほか、さらには鹿児島県鹿屋基地にも貴重な資料館が残されておることをつけ加えさせていただきます。

以上の4カ所の戦歴資料館の御紹介を申し上げましたが、さらには広島、長崎の原爆資料館につきましては、既に皆様方御案内のとおりであります。時間の都合で割愛をさせていただきますが、いずれも百聞は一見にしかずであります。すなわち百度聞くよりも一度実際に目を触れるということ、目で見ることには及ばないと言われております。

さて、ここからが質問になりますので、簡潔に御答弁をお願い申し上げます。その1つは先ほど申し上げました6カ所ありました資料館に対して、修学旅行の実績、私が調査をいたしました小・中学校の皆さん、5年間の調査をいたしましたところ、実際に現地に修学旅行として赴いておられるところとそうでないところとがございますが、教育基本法第3条にうたわれております教育の機会均等との関係についてのお尋ねを申し上げます。

また、相互交流についてでございますが、先ほど申し上げました当該都市との小・中学校児童・生徒、先生との関係においても、文通やインターネットによって交流を起こしてはいかがでしょうか。

以上、教育関係についての御質問、教育長の方から御回答をよろしくお願い申し上げます。

さて、次に世界市長会への参加の御質問でございます。今日の国際情勢はイラク戦争を始めとして、平和の環境が極めて厳しくなっていることは御案内のとおりであります。このような状況にある中、世界107カ国、554都市の市長さんが加入され、世界平和に関する議論がなされております。

概要を申し上げますと、発信地は広島市、長崎市であります。1982年昭和57年6月24日、ニューヨークの国連本部で開催をされた第2回国連軍縮特別総会において、世界唯一の被爆都市、広島市の荒木武市長さんが世界の都市、国境を越えて連帯し、ともに核兵器撤廃への道を切り開こうと核兵器撤廃都市連帯推進計画を提唱され、広島市、長崎市の両市長から世界の各都市の市長さんあてに、その計画への賛同を求められたのが始まりとなっております。

この都市連帯推進計画に賛同する世界各国の都市で構成された団体で、1990年、平成2年3月、国連広報局NGOに登録された都市については、先ほど申し上げましたとおりでございますが、具体的には第2質問で申し上げますので、御当局の御見解を賜りたいと思います。

最後に競輪事業についての質問に入りますが、私は昨年12月の議会において、かなり詳しく申し上げておりますが、状況はさらに厳しくなっている認識について、その要点をお尋ねいたします。

競輪事業が苦境に陥った原因は、長引く経済不況とライフスタイルや価値観の変化、そ

れによって売り上げや来場者の減少規模が極めて大きく、長期にわたっていること、またファンの嗜好に明らかな変化が生じ、競輪事業を取り巻く環境に競輪界全体としての確な対応ができていないことにも大きな起因がございます。厳しい認識を持つことが必要であります。

また、事業運営については、売り上げの本場中心型から全国展開型に変化をしている経費構造の変化に十分対応できていないことも収益悪化の基本的問題であると言われておりますが、当局の御所見を賜ります。

公営ギャンブルでありますから、当事業によって、一般会計への貢献は何としても目指さなくてはなりません。そのため、何がなされたかであります。入りをふやし、出を抑えることにあります。最小限の経費で最大の収益を上げることにあります。昨年議会議答では、行政改革に取り組む柱として、経営改善委員会の設置もなされたと同っておりますが、その組織機能の実態を御説明ください。

私は前回には時間外手当を厳しく指摘をいたしました。13年度決算では11名の要員に対し、3,100万円の支払いとなっておりますが、1人の受取金は年280万円で、月平均では24万円となります。したがって、このような業務があるとするならば、作業を分け合うワークシェアリングを実施するよう求めましたが、その後の取り組みについて御見解をお示しください。

さて、14年度決算で見ますと、予算現額223億2,576万1,000円に対し、歳入は217億7,300万円に対して、歳出が214億6,900万円となって、歳入歳出の差引額は3億478万円となり、翌年度へ繰り越されております。

14年度収益の特徴は、ふるさとダービーの開催により一般会計への繰り出し5,000万円となっております。なお、入場者減少の客観的状況の厳しい中であって、単年度収支の黒字額1億831万円、さらに競輪場施設整備基金積立額4億5,000万円を加えた実質単年度収支は5億5,835万6,000円黒字となっております。この14年度単年度で見ると、良好な実績として評価をし、関係者各位に敬意を表したいと思います。

時間外手当の支払いに触れておきますが、一昨年、13年度は先ほど申し上げました3,100万円。昨年度14年度は2,600万円で実質的500万円の減少となっておりますが、これは事業努力なのか。それとも何と解釈をすればよいのですか。

次に、3連単方式の機器をリースによって導入されました。当年度リースで料金6,000万円と同っております。5年契約となっております。それによって車券売り上げにどのようなメリットが出たのか、御説明ください。当機器には耐用年数がござい

ましようが、5年先の計画があれば、お示してください。申し上げております基本は、健全経営を行うということにあります。それは開催費の削減、圧縮であります。申し上げればきりのないほど広範囲にわたっておりますので、自席の方からの質問にさせていただきます。いずれも、今後の経営改善委員会で議論がなされることと思っております。期待をさせていただきます。

次に、他の競輪場において、選手会より訴訟が起きているということも伺っておりますが、当該競輪場のその訴訟の経過を御説明ください。

次に、先般、徳山競艇において、約522万円の使途不明金がありとのマスコミ報道がされました。本競輪場における資金管理はどのように行っておられるのか、御説明ください。

次に、16年の早い時期に新札が発行されます。発売機器対策はどのように取り組んでおられますか、お尋ねをいたします。

最後に、今回は皆様を興奮とスリル、喜びと悲しみのレース場へ御案内する時間がございませんでした。どうか皆さん、多くのマネーをお持ちいただきまして、本競輪場へお越しくださいませことを御期待申し上げます。

以上で、壇上からの私の質問を終わります。

議長（中司 実君） 27番、青木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは平和市長会議への参加についての御質問にお答えします。

現在、核兵器の廃絶は世界各国やその多くの都市で唱えられ、その輪が大きく広がっております。原爆被爆都市である広島、長崎両市の提唱による核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画に賛同する世界各国の都市で編成された平和市長会議が、この核軍縮、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、これらの都市の連帯を呼びかけながら、平和推進活動を展開されていることは大変意義深いことと思っております。

私も人類の願いである世界恒久平和の実現に向けては世界じゅうの都市と都市とのより緊密な連携を図ることが重要なことと十分認識しており、そのためにも就任以来国際交流を強力に推進しているところでございますが、今後も本市のできる平和推進活動につきまして、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

十分な回答になり得ませんが、以上、平和市長会議についての私の考えを述べさせていただきます。残余の御質問につきましては教育長及び担当部長がお答えいたします。

議長（中司 実君） 27番。

27番（青木 岩夫君） ただいま、市長の方から平和市長会議の参加について、私の申し上げたことについて、前向きな御回答をいただきました。

ちょっと参考までにここで申し上げておきますが、世界では先ほど申し上げました554都市の市長さん方が入っておられるわけですね。ですから、それらの市長さん方の思いは核兵器の廃絶ということが大きなテーマとして、唯一の被爆国の日本で広島、長崎の市長が一番お骨を折っておられる様子が伺えます。

私はその554都市の世界の方々、ちょっと申し上げますと、アジアでは9カ国37都市あります。それから、アメリカでは46都市あります。それから、アメリカ北等が、70都市ありまして、それぞれの名前を申し上げればきりがありませんから省略しますが、そういう国の市長さん方がこの平和都市に入って、そして平和について、あるいは核廃絶について議論されておるとい状況であります。防府の市長、松浦正人さんにも、ぜひお勧めしたいんであります。今、市長は検討をさせてくれというような前向きな御答弁でありますから、十分ひとつ、事務局は広島市にあるようでありますから、事務局とも十分相談をしていただきまして、これは実現をすることを期待をいたしておきます。そのようにお願いをいたしまして、この項は終わります。

議長（中司 実君） 以上で、3の平和市長会議への参加についてを終わります。

次に、1の教育行政について御答弁をお願いいたします。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 次に、平和教育についての御質問にお答えいたします。各学校では学校長のリーダーシップのもと、全教職員が創意工夫を行い、それぞれが特色のある教育活動を行っております。平和に関する学習についても、各校の実情に応じて、教科、道徳、学校行事、総合的な学習の時間等を通じて、計画実施されているところでございます。

修学旅行を平和に関する学習の1つとして位置づけ、見学地として広島、長崎、沖縄方面を選定した学校は過去5年間で小学校17校中10校の延べ31校、中学校11校中6校の延べ18校でございます。

ほとんどの学校の子どもたちは現地の平和資料館等の見学や体験者等との交流を通して被爆地の実態を知り、戦争の悲惨さと平和の大切さを実感しているところでございます。さらに、当日の見学だけで終わるとい学習活動にとどまることなく、事前に調べ学習を行い、その中で出てきた課題の解決という目的意識を持って見学地に行っております。見学後は振り返りの学習を通じて、学習の定着を図るといった計画的な学習活動が展開されております。

このほかにも教科では主に国語、社会等で平和に関する学習が展開されております。特に小学6年生の社会科においては、国際社会の一員として平和な国際社会の実現を目指して努力を続けることの必要性や、世界の国々の人々とともに生きていくことの大切さを学んでおります。

また、中学校の道徳においては、主として集団や社会とのかかわりに関することの中で、国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に貢献することの大切さについて学習しております。

総合的な学習の時間においては、修学旅行との関連を図り、子ども一人ひとりがみずから疑問や課題を見つけ、自力で調査、追究を繰り返し、課題解決を図る過程で最終的にはその子なりの平和観が持てるような学習が展開されております。

教育委員会としましても、さまざまな学習機会を通じて、平和に関する学習を推進していくことが極めて重要であると認識しております。相互交流につきましても、こうした学習を継続していくことにより、子どもたち自身が平和への思いを強く抱き、みずからが主体的にかかわっていくことにつながるのではないかと期待しております。

激動する21世紀を国際社会の一員であるという自覚と責任を持ち、世界の平和と人類の幸福に貢献できる児童・生徒の育成に今後とも努めてまいりたいと考えております。

議長（中司 実君） 27番。

27番（青木 岩夫君） 教育長の答弁は、長くてちょっと親切過ぎるんですよ。ですから、簡潔に私はわかりやすく言ってくださるようお願いをしておりましたけれども、本当、親切過ぎますよ。答弁が長い。

尋ねたのは、幾つかの、今、学校を言われましたけれども、それは行っておる学校もあれば、行っていない学校もあるんです。私が調べたのは、ここで学校名を申し上げますと、小学校で言えば広島市の被爆地、それから沖縄、長崎の被爆地、それから知覧、鹿児島なんかありますね。ここで申し上げると行っておる学校、行っていない学校、私は5年間分を平成11年から調査いたしました。それによると、行っていない学校は牟礼南小学校、勝間小学校、華浦小学校、向島小学校、華城小学校、佐波小学校、右田小学校ですね。17校中7校です、行っていないのは。

それから、今度は中学校は行っている学校を言いますと、11校中、牟礼中学校、国府中学校、桑山中学校、華陽中学校、佐波中学校、小野中学校、右田中学校、大道中学校は、それぞれ先ほど申し上げました6つの箇所、どこかへ行っているわけです。

だから、私の解釈で言うなら、行っている学校に学んだ生徒は幸いという資料館を見学させてもらったけれども、この行っていない学校で学んだ生徒・児童はそのチャンス、

機会が与えてもらえなかった。その教育基本法で言うところの機会均等についてお尋ねしているんですが、そのことのちょっと答弁を後ほど下さい。

それから、相互交流については、私は、今ごろインターネットもありますから、それらの、今、いろんな資料館やらいろんな大切ないろいろ目で見るところ、百聞は一見にしかずとも言いましたから、見ることによって、この子どもたちはこんなことが60年昔にはあったのかと。50何年昔にはあったのかということを実感で、ああ、こういう犠牲の上の平和だということに思いをはせると思うんです。

したがって、そういうところの地域の学校の子もさんたちと、あるいは先生方でも結構ですが、そういうところから文通なりインターネットでの交流なりを起こされることはいかがでしょうかと、こういうことを申し上げておるわけです。

ちょっと私ごとをここで触れさせていただきますと、私の父が昭和20年の5月20日に戦争に出たのは18年でしたけれども、昭和20年5月20日にフィリピンのセブ島において戦死をしました。私は父がどのような戦争によって、どのような戦い方によって戦死したんだろうかと、日に日に毎日私はその思いにかられておりました。それで、何かいつかのチャンスがあればと思ひまして、平成8年に父が亡くなりました現地へ行きました。セブ島へ行きました。

そうしたら、セブ島へ行ったところが、その現地では慰霊碑も何もありませんから、私は帰って、何か慰霊碑になるものができるかねという、当時の市長にもそのことを申し入れました。ところがもう今時期、慰霊碑については時期おくれですということで、何かの方法を考えようとしたところが、日本フィリピン友好協会というのがありました。日本とフィリピンとの友好協会です。

そこに紹介いただきまして、そこにお手紙を出して、ところがそこには里親制度というのがあります。それはぜひ里親にさせてくださいということをお願いしまして、私はその里親、子どもを小学校に、当時は5歳と7歳でしたけれども、今、小学校上がっていますから、もう今、7年たっておりますから、その里親の務めを、その子どもたち2人の面倒を見させていただいておるんです。何かのきっかけによって、そういう交流というものが起きると思うんです。それは大きなきずなになると思うんです。

ですから、そういう意味での、今、まだ御答弁がなかったようですけども、そういうことをお願いしたいと思うんです。

それから、今、大変戦争のイラクではああいう状況でありますし、それから例えばイスラエルとかパレスチナ、これは100年もそれ以上のいろいろ難しい国と国との関係、領土の関係、あるいは宗教の関係、いろんな難しい100年以上もたっております、今、

私がここでこのことの世界史を論じるということじゃございませんが、そのイスラエルとパレスチナの両国の先生方が交流をしておられるんですよ。これは素晴らしいことですね。だから、イスラエルの人にはどんな教育をしているんだろうか。パレスチナの人にはどんな教育をしているんだ。先生同士が交流をしようじゃありませんかと、こうなっているんです。

だから、今、国際的にはそういう状況が出ておりますから、国際間のそういう交流ということも非常に平和を求める立場から言えば、大切な仕事、状況ですね。今、申し上げました点についての、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。今の御質問は大きく2つであったと思いますけれども、1つは教育の機会均等の問題と、それから1つは相互交流のことについての御質問であったと思います。

まず議員御指摘のとおり、教育の機会均等は基本法に述べてございますけれども、教育委員会の判断は、教育の機会均等がうたっていますけれども、これはどの児童・生徒も皆修学旅行に参加すること、これがこの面での機会均等であろうかと思えます。

行政におきまして、この修学旅行につきましては、市も実施の基準を設けまして、例えば経済的に参加できないような子があれば、それを保障していくと、あるいは費用を支弁していくという制度を持っておるわけで、この取り組みの中で学校間の均衡を保ったり、あるいは特定の子どもが参加できないということのないようにすること、このことが教育の機会均等であるというふうに考えています。

したがって、先ほどから議員御指摘ありましたように、行き先につきましては学校の方針、あるいは児童・生徒、あるいは保護者の意向等々を総合的に勘案しながら、学校長の裁量によって決定されるものでございます。

なお、さきの壇上からの答弁で申し上げましたけれども、平和教育は教育課程のさまざまな機会において実施されております。学校によっては平和教育を修学旅行という場を設定することによって実現するところもありますし、また学校によってはそれ以外の機会、例えば教科、道徳、部活動、あるいは総合的な学習時間等々の中でこの平和教育をうたっている学校もあるわけでございます。したがって、平和教育についてはどの学校もやっていますが、修学旅行についてはそこに行くか行かないか、これは教育課程を編成する主体であります学校長並びに学校の判断でございまして、御理解いただきたいと思います。

なお、今後も平和教育につきましては、さまざまな機会をとらえて、この指導を徹底していくように指導してまいりたいと思えます。

それから、もう一つの相互交流につきまして、今、議員御自身の生々しい実践を拝聴し、国境を越えて支え合うことの大切さを痛感させていただきましたが、平和に関する学習を学校間の交流を通じて実践していくことは、先ほど申しましたように、子どもたち自身が平和への思いを強く抱き、みずからが主体的に学習にかかわっていくことになるというふうに考えています。

また、教員間のこれにつきましても、教員としての見識を高め、指導力を向上していくことにもつながると考えますので、議員の御提言を貴重な御意見として承りながら、今後交流の方法や内容等を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 27番。

27番（青木 岩夫君） 今の交流のところで、参考として申し上げましたこと、パレスチナ、イスラエルの先生方の交流、これは日本の外務省も支援対策を考えておるようなんですから、客観的に国際的にもそういう状況で動いておるといことも御認識をいただきたいと思います。

旅行の関係について戻りますけれども、旅行の関係は、要するに私が申し上げるのは、ある学校は行かせておる。ある学校は行かせていない。ある学校におったら広島、長崎の原爆、あるいは知覧のあの悲惨な状態、少年航空兵のあの生々しい状況というのが目の当たりにできるわけです。

けれども、行かせていない学校におったら、それができなかったということは、私が申し上げるのはその機会均等が失われているじゃないか。ここを申し上げておる。だから、そういうことを、今、教育長は3条はそうじゃないよと。だから、3条は修学旅行というものをできるだけさせるようにするということの、修学旅行の機会を均等させる、行かせるといこと、それをよう行かん者があったら、何かの支援もしてやりたいと、こういうことの機会の均等の御説明がされた。そのように、今、私は受けとめたんですけれども、私が言うのは前段の申し上げたことを、ぜひひとつ御理解していただきまして、校長ということで、校長にかなりのウエートをかけた御答弁でしたけれども、そういうのもそれは校長にもありましようけれども、どうか1つ教育委員会としてのお考えも校長のお考えの中にも多少含めていただくように御要望しておきたいと思います。

修学旅行というのは、ここの修学旅行の実施基準によりますと、小学校については1泊1万8,000円です。中学校については4万円。経費ですね、これは。それから、関西以西となっていますから、京都、大阪からこちらになっておりますが、そういうことも大切なことですが、今、私が区域まで申しましたけれども、その中に、今、私が申し

上げましたところは全部含まれちよるわけですね、6カ所とも。

ですから、もう少し教育委員会がこういう私の、今、思いを伝えておりますけれども、御理解いただいて、あの悲惨な状況を生徒・児童に見せていただく機会をぜひひとつ与えていただきますことを御要望しておきたいと思います。

以上で、この教育関係については、質問を終わります。

議長（中司 実君） 以上で、1の教育行政についてを終わります。

次に、2の競輪事業についての御答弁をお願いします。財務部長

財務部長（中村 隆君） それでは、私から競輪事業についての御質問について、お答えさせていただきたいというふうに思います。

青木議員におかれましては、先ほどの御質問の最後にも競輪事業、大変応援していただきまして、常日ごろから競輪事業に御理解と御協力を賜っておりますこと、改めて御感謝申し上げたいというふうに思っております。

議員御指摘のとおり、競輪事業を取り巻きます環境は全国的にも非常に厳しい状況でございます。本市におきましても、昨年開催いたしましたふるさとダービーを除きますと、年々売上額につきましても、また入場者につきましても減少しているというのが実態でございます。

したがいまして、今後は本場開催を重視しながらも、記念競輪時の場外発売場の確保やまた他場の特別競輪や記念競輪を発売するという、そういう全国展開を、これからこれまでに以上に進めてまいりたいというふうに思っております。

また、議員御指摘のとおり、行政改革の推進の中でも競輪事業の振興と事業の健全化を図るために、助役を委員長といたしております防府市競輪事業経営改善委員会を設置したところでございますけれども、ワークシェアリングにつきましても、行政改革の取り組みの項目として開催業務に従事する職員の労働時間の短縮や残業削減の指示を受け、鋭意努力いたしております。

なお、時間外手当の削減につきましては、ふるさとダービー終了に伴いまして、職員の減員がありましたこと、また業務の効率化により減額となったものでございます。

次に3連単などの新賭式投票のメリットということでございますけれども、新賭式の中で3連単につきましても、従来の賭式よりいわゆる高配当が期待できるということでございまして、現在、全賭式の55から60%が3連単の売上額となっているような、そんなふうな状況でございます。

また、新賭式対応のリース機器の契約が5年間となっており、5年先にはどうするのかという御質問でございましたが、全国47場ございますけれども、そのすべてがリース契

約をしておる状況でございます、リース契約更新のときには日本自転車普及協会などの中央団体がございますので、そちらへの助成金の要望をしてみたいというふうに住じております。

それから、次に平成14年3月に廃止をされました西宮、甲子園、門司競輪場と、それから競輪登録選手、これは約4,000名でございますけれども、それとの訴訟問題でございますが、これはいずれも競輪選手が競輪場の廃止に伴いまして、出場の権利を奪われておるということでございまして、したがってレースの賞金を得られなくなったということで、西宮、甲子園競輪を運営しております兵庫県市町競輪事務組合に対して約4.5億円、それから門司競輪場を運営しております北九州市に対しまして17億8,000万円、これも約でございますけれども、損害賠償請求訴訟を起こしたものでございます。その訴訟の経過につきましては、報道の資料などで調査した限りにおきましては、現在も継続をされておるといようなことでございます。

次に、競輪開催時の資金管理でございますけれども、本市の場合、売上金とそれから売り上げ伝票が合致をして銀行へ搬入をするという方法をとっております。また、日々通帳管理等につきましても万全を期しておりますので、ぜひとも御理解を賜りたいというふうに思っております。

また、平成16年7月の新紙幣の発行に伴います自動発売機等の改修についてでございますけれども、全国47場共通の問題でございます、現在、全国競輪施行者協議会等を通じまして、経済産業省、日本自転車振興会等に対しまして、その助成につき、強く要望をいたしておるところであります。

いずれにいたしても、冒頭申し上げましたとおり、競輪事業を取り巻きます環境はますます厳しくなる状況でございますが、これまで以上に経営の健全化を図りますよう、より一層の努力をしてみたいと思っておりますので、今後とも御協力、また御理解を賜りますように、重ねてお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わります。

議長（中司 実君） 27番。

27番（青木 岩夫君） それじゃ、第2質問をさせていただきますが、昨年の12月議会で私が競輪事業を申し上げましたときは、市長の方から行政改革に伴っての経営改善委員会ということで、私が幾つかの問題を提起しましたが、経営改善委員会というのがこの議事録を見ましたら、3回か4回か出てくるんですよ。かなり大きなウェートをかけておられるなというふうな期待をいたしておりましたが、この経営改善委員会なるものが私の手元に資料はありますけれども、以前は競輪については競輪運営問題協議会というのに

なって、そのときのトップは経済部長さんがトップでした。今度は経営改善委員会というのになって、今度は助役さんがそのトップ。

ここにいろんな要綱ありますけれども、実際に、それじゃ、何回議論をされたのか。議事録がどうなっておるかということなんですけれども、まだ議事録は、今、私の手元にございませんが、それじゃ、この内容が競輪改善委員会ということで市長が昨年言われた内容に基づいて進んでおるのかなどというのがちょっと疑問なんですよ。

ですから、このメンバーについてもちょっと申し上げますと、経営改善委員会のメンバーは4条にうたわれておりますが、これがこれこれ何々を設けるとかいろいろありまして、普通この主のメンバーというのは、今、うちのスタッフ、部長クラスさんが多いですね。このスタッフでやっておられます。9名のスタッフでやっておられますが、皆、役所の行政の皆さんばかりです。大体こういう場合は何じゃないですかね。専門的な方々、学識経験者というか、そういう方々のお知恵もかりながら進めていくというのがより充実した議論になるんじゃないでしょうか。ちょいとお尋ねします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 経営改善委員会の実態、あるいは考え方等々については、後ほど担当からも詳しく御説明いたさせますが、現在、経営改善委員会のトップであります土井助役は競輪の最高責任者でございます、競輪執行委員長もいたしております。御存じかと思いますが、競輪は土曜、日曜、祭日関係なく、お正月も行われるわけでございますけれども、競輪執行委員長として、土井助役は土曜も日曜も祭日も一切かわりなく場の方へ、当然責任者として足を運んでいるのが実態でございます。

そうした中で私が見る限りにおきましては、したがいまして、日々が経営改善委員会を行っている、私はそのように強く感じておりまして、大変意を強くいたしているぐらいでございますことを私から申し上げさせていただき、足りないところは担当から答弁をいたさせたいと思います。

議長（中司 実君） 助役。

助役（土井 章君） 改善委員会の委員長でございますので、私から御答弁申し上げますが、外部委員の登用を検討してはどうかという御提案でございましたが、まず外部委員の登用をすれば、これにまた金がかかるということがまず1つあるわけでございますが、幸いにして競輪場は47場で経営をされておりますが、連絡も十分持っております、他場における経営改善等々の情報をお互いが共有しながら、防府市の競輪場でそれが使えることは積極的に使うというような形をとっておりますし、また長年にわたりまして、競輪界で選手、あるいはその関連協会等々の役員をしておられる人を顧問にお迎えをいたしま

して、他場の情報、あるいは競輪業界の情報等もとっていただきながら、改善に努めております。

そういうことから、今現在すぐ第三者、専門家と言われましても、これまた業界で生きてきた人を選任をし、お願いをするようになるかと思いますが、現在のところ、まだその必要は感じていないというところでございます。

議長（中司 実君） 27番。

27番（青木 岩夫君） 市長の答弁は、助役がトップじゃから、あれが日々現地へ行かせておるから、それが何か経営委員会がそこで機能を果たしておるような、何かどのような解釈をすりゃいいのかなちゅうような答弁じゃがね、本当言うとけしからんです、わしから言ったら、そんな答弁は。

それはあなた、経営改善委員会というものをスタッフをつくったんやから、スタッフできちっとした議事録が出るような会議をやっているか、やっていないかという質問を私はしたんですから。市長、先ほどの答弁は、トップは助役だから、現地へ行って、よくなんやかんや皆わかちよると。それが助役の、会長から市長に伝わっていくと。それは当然なこととしても、せっかくのメンバーをつくっておられるんですから、このメンバーでもってやっぱり会議を立ち上げたのがいつであって、いつ2回目をやって、3回目をやって、さらに今からどういう計画にあるんだと。会議そのものがどういう計画にあるんだということが、市長として、私に対して、議会に対しても、親切的な、当然な答弁じゃないですか。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは、経営改善委員会についての経緯について、御答弁させていただきたいと思っております。

これはことしの2月の13日に要綱を、議員さんおっしゃいましたような形で作りかえておりまして、5月20日でございますけれども、第1回の委員会を開催をさせていただいております。メンバーは先ほど申されたとおりでございますまして、内容等につきましては、競輪事業というものが行政と少し違った位置関係にある特殊なものでございますので、メンバーの方にそういったものを十分理解していただきたいというのが主な状況でございました。競輪の抱えておる今の問題点等々について、十分その席で御理解を賜ったということでございます。

それから、その後の開催状況ということでございますけれども、これは御存じのように、合併協議等々でもいろんな問題が入ってまいっております、それが延び延びとなっております。1回目の協議を受けまして、さらにその論を深めていくというふうな予定にいたしておりますが、ここまで延びましたことには今回の、ことしの大きな事業でございま

す、いわゆる記念競輪の実績を見て、さらにどういうふうなレースに対する取り組みを、競輪に対する改革の取り組みをしていくか。そういったものが今後大きな課題になるのかというふうに思いましたので、2回目につきましても、実施をするというふうなことを、今、予定しておるところでございます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 27番。

27番（青木 岩夫君） 14年、去年、それと15年の4月から、連単が3連単方式で入っておるわけですよ。売り上げはそう変わっていないんですね、実際に言うと。売り上げ、変わっていません。だから、私が言うこのメリットかデメリットかということになると、売り上げが多く出ることがメリットが出たと、こういうふうな私は理解をするんですが、それはまたすそ野の広い仕事ですから、場外等、あるいは他場との関係、いろいろありますから、それはよそが3連単やっておれば、うちはそれがないちゅうようなことじゃ、話にならんということも私はわからなくてもいいですけども、必ずしも売り上げが上がって、それが3連単、やったからメリットにつながったということの解釈、私の資料、今、ここにあるのを見ると、そういう理解にはなかなか立てないわけですよ。

ですから、その辺の理解ちゅうのは、3連単をやることによって、47場中35番目に3連単を導入された。そのことによって、防府競輪も他場と一緒にやってやれるような仕組みになったと、そのことはお客さんを逃がさない一つのメリットだというふうなお考えがあると思うんですけども、それはそれとしても大いにそれを生かしていきたい。

それから、リースで年間6,000万、5年間で3億のお金をかけていますから、年間でも月で割れば500万要るわけですね。じゃ、お金の計算、そろばん勘定したら、実際にそれは成り立つような仕事じゃ、内容じゃないと思うんですね。だから、それらを含めた今度経営改善委員会のまた話をしますけれども、そういうのを本当に具体的に、助役さんトップで議論していただく。市長が先ほどおっしゃるような、現場を見ときゃいいというふうなものじゃないですよ、それは実際。ぜひその辺は、真剣な経営改善委員会への期待をさせていただきますので、この辺をよろしく願いをいたします。

それから、先ほど評価いたしましたふるさとダービーで一般会計への繰り出し5,000万円ほどいただいております。本当、関係者に重ねて敬意を表したいわけですけども、やっぱりそこで私がこれは、もう私の持ち時間がなくなりますから、最後申し上げておきたいんですけども、そこで働いておられる皆さん、かなりのいろいろな関係者がおられます。やっぱりああいう売り上げが上がったときには、もちろん積み立ても必要です。繰り出しも必要です。それだけ、それを行う皆さんと一緒に何ほかの臨時

的なものを、気持ちをそれら関係者にも尽くしていただきたいということもお願いしておきます。

それから、経営改善委員会、特にまたお願いしますが、ワークシェアリングもお願いしました。ワークシェアリングも、今、厚労省から、県からいろいろと、今度は具体的なものは流れてきましようが、あそこの職場は民民だけではない、官民という職場ですから、かなり難しい内容にもなると思いますが、これも真剣な取り組みをしていただきたい。時間外をあれだけの、今回は260万ですね。だから月で割ったら、1人の手取り額でも、月には20万くらい私はなっていると思うんです。それでもちょっとほかの職場の皆さんと比較すると、これは仕事量があるから、やったから払わにゃならん。当然なことです。だから、それを分け合う状況にやっていただきたいというのが私の主張です。

それから、去年は玉野の例を申し上げました。玉野では時間外はないんです。調整額で、その辺を平均化させておるわけです。ですから、これもこの経営改善委員会の中で、ぜひひとつお願いをしておきます。

それから、いつかの会議の中で、私は競輪場は多くの皆さんがかかわっておられるから、つぶしちゃなんぞという思いです。そのためにはいろいろ厳しいことも申し上げます。ある局長さんは、「青木さん、これは議員さん、田舎の小さなたばこ屋さんなんですよ。小さなたばこ屋さんが田舎でつぶれると、本当に皆さん、不自由されるのと余り変わりませんよ」という、なかなかいい例え話を私にしてくださいました。そういう思いも、私も得ておりますから、ぜひひとつ、つぶすということが一番悪いですから、雇用を守るという意味において、ぜひ細々でもいいですから、継続をする。それは実に私は経営改善委員会にかかっておると思うんです。先ほどの市長のような、あねえな答弁じゃ、私は多くを経営改善委員会に期待を持ってないと思うんです。市長、何かお答えがあると思う。私がこれだけ何度も言うから、最後、何かおっしゃると思うから、そのお言葉を期待をして、私の質問は終わります。

議長（中司 実君） 助役。

助役（土井 章君） 経営改善委員会が余り開けなかったことは申しわけなく思っておりますが、先ほど市長が言いましたように、私も可能な限り競輪場に出向きまして、改善委員会という機関に諮ることはできませんが、経営改善には努めているつもりです。

例えばファンをふやすために、業界のお力をかりながら、初心者教室であるとか、レディース教室であるとか、高齢者教室であるとかいうようなものも、数回開催をいたしておりますし、また競輪というものを理解していただくために、このたび、また2年連続で2月には関西フィルハーモニー管弦楽団を誘致をすることができました。

そのようなファンの拡大、あるいは経費の節減という観点からは、このたびの記念競輪におきましても、最終日、例年ですとテレビ放映をしておるわけですが、決勝戦だけをテレビ放映しておるわけですが、それにかかる経費と効果というものを判断したときには、むしろ場に来ていらっしゃるファンに還元する方が効果が大きいのではないかとということで、テレビ放映を中止したり、あるいはぶらっとバスが通っているわけですから、防府駅からの無料バスの運行を1便減らしたりというような、改善委員会という機関には諮っておりませんが、改善には日々努めているつもりですし、売り上げを増加させるためにふるさとにつきましても、よその場を職員が丹念に訪問しながら発売の願いをし、おとしの記念競輪に比べると数段多くの場外発売もしていただいたというふうに思っております。

議員、大変競輪に御理解をいただいた上での叱責であるというふうに理解しております。今後とも、最後におっしゃいました競輪をなくすわけにはいきませんし、少しでも上向いていくように日々の努力は続けていくようにしております。個々の質問、いろいろ3年度のこと、あるいはふるさとの余剰金を関係者に配分とか、あるいはワークシェアリングとかいうこともありましたが、時間が足りませんので、個々の問題についてお答えはいたしません。とにかく47場の中の1つとして健全発展に努めてまいるとのことだけお約束して、答弁にかえさせていただきます。

議長（中司 実君） 以上で、27番議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時 1分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、6番、藤本議員。

〔6番 藤本 和久君 登壇〕

6番（藤本 和久君） 民友会の藤本でございます。自己体調管理のまずさから、これは2回目になると思うんですが、風邪を引きまして、大変お聞き苦しいと思いますが、しばらく御勘弁をお願いいたします。通告に従いまして、2件質問をします。

最初に県央部合併問題について質問します。午前中の安藤議員の質問とかなり重複しますけれども、原文どおりしゃべらせていただきます。よろしく願いをいたします

法定合併協議会は11回目を先月末に終え、いよいよ佳境に入り、白熱した議論が交わ

されています。可能な限り傍聴していますが、私には法定合併協議会が出した結論は調整が困難な問題の先送りや財政負担を無視してはいないと思いますけれども、サービスは高く、負担は低くの方に無理やり押し込んでいるように感じています。このまま進めば、新市の一体感の醸成は難しく、またサービスは高く、負担は低くに固執するが余り、財政基盤の強化どころか、弱体化するのではないかと危惧しています。足腰の強い自治体にするには、市町民もそれなりの我慢が必要だと思います。3点質問します。

1点目、都市計画事業の取り扱いについては、第10回法定協で確認されました。新市一体感を醸成する都市計画の根幹をなす区域区分については、「合併後の都市計画区域については、当面現行どおりとするが、新市移行後速やかに新市の基本構想を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、早期に新市の都市計画審議会の意向を踏まえ、市街化区域、市街化調整区域の設定に努める」との内容で確認をされました。

防府市選出の委員は線引きの必要性を訴え、線引きをすることを明記すべきだと主張しましたが、残念ながら玉虫色の確認内容となりました。この内容だと全く違う方向性が見えてきます。山口市、小郡町選出の委員は線引きをしない方向で解釈していますし、防府市選出の委員は線引きが行われる方向で解釈されています。これでは法定協の確認内容としては不十分で、問題を先送りしているにすぎません。

御承知のように、合併が成立するには各市町議会の議決が必要になります。防府市の一議員として責任ある判断をするには、この確認内容では不十分だと言わざるを得ません。といっても、既に確認されていますので、どうにもなりません。小委員会で協議中の新市の事務所の位置は市街化区域に設定することを強く主張していただきたい。また、継続協議事項の下水道事業の取り扱いについては、下水道の整備は市街化区域が当然優先されるべきだと思います。下水道の整備は市街化区域を優先して行うことのみを付記して、確認していただきたいと思います。当局の御所見を聞かせてください。

2点目、国民健康保険事業の取り扱いについては、第11回法定協で確認されました。保険料の確認内容は、「急激な負担増を生じる世帯に配慮し、激変の緩和を図るよう調整を行う」となっています。これだけでは何ら問題はないようですが、必要となる財源の求め方によっては問題が生じます。考えられる原資は国民健康保険基金の取り崩し、もしくは一般会計からのルール外の繰り入れがあります。前者は問題ありませんが、後者は問題だと思います。

問題点は2つあります。まず1つは、急激な負担増を生じる世帯に配慮し、激変の緩和を図る必要が生じたのは賦課方式の統一化と賦課割合の平準化に起因していますが、御承知のように、小郡町と秋穂町は保険料を軽減するために以前からルール外の一般会計から

の繰り入れを行っており、これも要因となっています。全国的にもこのような自治体はありますが、やはりルールを遵守すべき地方公共団体がルールを無視するのは問題だと思います。

もう一つは、医療保険は就労形態の違いによって職域保険と国民健康保険の2つに大別されます。全国の加入者率は職域保険が約60%、国民健康保険が約40%です。一般会計から国民健康保険事業へ繰り入れることは、とりもなおさず税金を投入することになるわけで、職域保険の加入者は自分の保険料に加え、間接的ですが、国民健康保険の保険料も払っていることとなります。

税の用途の公平感の観点からすれば、住民すべてが国民健康保険の加入者であれば、不公平感はありませんが、約40%しか加入していない国民健康保険事業に税金を投入するのはルール内では許容できるにしても、ルール外については決して容認できるものではありません。

また、地方自治法第10条第2項に「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定めています。職域保険加入者は国民健康保険事業からの役務の提供は受けることはなく、負担だけは分任する義務を負うこととなります。

以上の反対理由から、一般会計からのルール外の繰り入れは断じてすべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、水道事業の取り扱いについては、第11回の法定協に提案されましたが、防府市選出の委員から、一般会計からの水道事業への基準外の繰り入れは問題があるとの質問があり、決着がつかず、継続協議事項になりました。

御承知のように、水道事業は公営企業で独立採算が原則であります。企業の収益性はもちろん企業努力で改善すべきですが、どうにもならないときは、唯一の収入源である水道料金の値上げしかないわけであります。防府市も平成13年7月に値上げをしたのは記憶に新しいところです。

当日入手した参考資料を見ると、水道事業のない徳地町は別として、一般会計からの水道事業への基準外の繰り入れをしていないのは防府市だけです。山口市、小郡町、秋穂町及び阿知須町の水道事業は事情はあるにせよ、赤字補てんの財源を水道料金の値上げでなく、一般会計からの基準外の繰り入れに求めています。他市町の水道事業会計を知らなかった私は、防府市水道局は健全な経営をしているのだと、改めて認識したと同時に、深甚なる敬意を表したいと思います。

話を戻しますが、水道料金の算定方法の調整案は、「新市に移行後も当分の間、現行ど

おりとし、随時調整する」となっており、一般会計から基準外の繰り入れを容認していません。この調整案では徳地町民及び防府市民は、なんで山口市、小郡町、秋穂町及び阿知須町の水道料金を下げるのに、自分たちが払った税金を使わなければならないのかと思うのが当然だし、到底納得できるものではありません。

合併するからには、各市町が同じスタート台に立つことが不可欠であり、そのためには合併前に一般会計からの水道事業への基準外の繰り入れを中止し、財源不足は水道料金の値上げをして、健全な経営状況に戻すことが必要と思います。市長の見解を聞かせていただきたいと思います。

続いて、図書館の防府駅北市街地再開発ビルへの全面移転について質問します。

これについては、さきの6月議会の一般質問で図書館の全面移転の必要性がないので、やめるべきだと主張しましたが、残念ながら主張は通らず、全面移転が決定しました。図書館の立地場所は広大な面積、市民の足はほとんどが車等を考えれば、ちょっとした森がある閑静な郊外に広い無料駐車場を設け、小鳥のさえずりを聞きながら、夏場は窓を開け、自然の涼を取り入れ、天気がいい日には芝生の上やベンチに座って本を読む、このような環境が望ましいと今でも思っています。

しかし、図書館利用者を代表する団体が図書館の防府駅北市街地再開発ビルへの全面移転を希望していますので、これ以上言いませんが、少なくとも図書館機能は向上しなくてはなりません。広義の図書館機能の向上について、3点質問をします。

1点目、現在の図書館は約100平米の面積の学習室がありますが、計画では廃止されています。今まで利用していた中・高校生たちはある日突然に学習の場がなくなったとき、だれにその不満をぶつければよいのでしょうか。彼らの落胆を思うと、彼らの既得権を奪う権利が私たちにあるのでしょうか。明らかに図書館機能の低下です。学習室を廃止するには、それなりの根拠があると思います。現図書館に学習室を設置した目的と、その目的に照らし、廃止する根拠を示していただきたいと思います。

2点目、図書館利用者に対する駐車料金の補助について質問します。11月27日に開催された中心市街地活性化対策調査特別委員会では、図書館利用者の駐車料金はどのように決定されていませんでした。他の施設ならいざ知らず、図書館を再開発ビルに移転するのであれば、当然駐車料金をどうするかは論議されるべき重要な案件であるはずですが、にもかかわらず、事業認可の段階になっても決定されていないのは、実にずさんな計画だと思えます。

図書館利用者の駐車料金がもし有料になるのであれば、これも図書館機能の低下です。特別委員会から12日たちましたので、結果が出ていると察します。図書館利用者に対す

る駐車料金の補助はどうするのか。もし補助するのであれば、その内容と必要な経費は幾らを試算し、その財源をどこに求めるのか聞かせてください。

3点目、図書館内の騒音問題について質問します。現在の図書館に比べ、防府駅周辺では騒音は悪化し、図書館機能の低下は否めないと思います。施設計画には求められる室内の静けさは40デシベルと示されておりますが、普通に考えられる騒音源なら、40デシベル以下が確保されると理解してよろしいでしょうか。もし仮に40デシベルを満足しなかった場合は、施設の受け取りは拒否できるのでしょうか。

それと太陽の広場や星の広場では、いろいろな音楽を伴ったイベントが開催されると思います。たとえ騒音レベルは40デシベル以下であっても、暗騒音の40デシベルとは違い、非常に耳障りな騒音になりますので、図書館利用時間内は一切の鳴り物は禁止する必要があると思います。どのような取り決めになっているのか聞かせてください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 6番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは県央合併問題についての御質問にお答えいたします。

まず都市計画事業の取り扱いについての御質問ですが、都市計画事業につきましては、新市のまちづくりにとって、大変重要な調整項目であり、11月13日開催の第10回合併協議会において、新市移行後に早期に市街化区域と市街化調整区域の設定、いわゆる線引きに努めるという調整案について、活発な議論が行われたところでございます。

この中で、藤本議員御指摘の「市街化区域と市街化調整区域の設定に努める」の「努める」という解釈につきましては、協議会当日、幹事長から幹事会での協議におきまして、「線引きを将来実施する方向で結論に達した」との発言もありましたように、私は線引きの必要性が認められ、確認されたものと受けとめており、調整案もそのような形で反映されたものと理解しております。

また、山口県では平成14年8月に策定された山口県都市計画基本方針の中で、「区域区分制度、すなわち線引き制度の役割は都市型社会を迎えつつある山口県においてはまだ終わっていない」とし、さらに「人口10万人以上の区域区分非設定区域で人口が増加傾向にあり、将来ともこの傾向が続くと予想される場合には、基本的に区域区分制度を適用する」と判断されており、この県央地域における区域区分、すなわち線引きによる都市計画の必要性を示されております。

御承知のように、この県央合併により新市が誕生いたしますと、全国でも有数の行政区域を持つことから、将来のまちづくりを考えたとき、効率的な公共投資によるコンパクト

で秩序あるまちづくりを行っていくことが肝要であり、これまで区域区分制度による計画的なまちづくりを行ってきた本市の実績が新市の中で十分生かせるよう議論を行ってまいりたいと考えております。

そして、このことは議員御指摘の新市の事務所の位置の選定や下水道の整備計画とも密接に関連してまいりますので、県央のまちづくりを進める観点から、小委員会や協議会の場で引き続き防府市の立場をはっきりと主張してまいりたいと存じます。

次に、2点目の国民健康保険事業の取り扱いにつきましては、11月27日開催された第11回協議会において、保険料が上がる世帯への激変緩和措置については、合併による制度の変更に伴う住民負担の格差是正としてとらえ、当分の間、これは5年程度とされておりますが、この一定期間に限り、激変緩和措置を講じるという調整案が確認されたところでございます。

藤本議員御指摘の国保事業へのルール外の繰り入れにつきましては、決して好ましい姿ではなく、今回の激変緩和措置によって生じる収入額の不足分を何に求めるかにつきましては、今後事務担当者を交え、十分協議していかなければならないものと考えております。

3点目は、水道事業の取り扱いについての御質問ですが、水道事業のあり方につきましては、藤本議員の御指摘のとおりでございます。水道事業は地方公営企業法が全面適用されており、経営の基本原則は1つには経済性の発揮と公共性の確保。2つ目には独立採算制であります。公営企業の財政運営は公営企業に必要な経費は原則としてすべて公営企業に伴う収入により賄われなければならないこととなっております。

しかし、議員御指摘のとおり、県央部における防府市を除く山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の1市3町の各水道事業体の財政状況は、現在においても一般会計からの基準外繰り入れを余儀なくされている状況にあります。加えて、今回の新聞報道による山口市の水道料金の改定は日本水道協会の料金制度調査会の答申によるものとされておりますが、実際は一般会計からの特別繰り入れをさらに行うこととなっております。

こうした一般会計からの基準外繰り入れは給水サービスを受けていない市町民の方からも御負担いただくことになり、受益者負担の原則を逸脱したもので、公平性を欠くこととなります。さらには、1市3町が出資している山口・小郡広域水道企業団が100億円を超える企業債残高を有していることもあり、新市移行後においても、独立採算制の原則を否定する基準外繰り入れが果たして続けていけるのか。また水道料金の値上げを早期に実施しなければならないのか等、大変に懸念されるところであります。

したがって、藤本議員御指摘のように、新市移行後の水道事業のあり方等につきましては、防府市民にとっても大変重要な問題と認識しておりますので、引き続き協議会の場で

十分な議論をしてみたいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 御答弁ありがとうございました。水道事業ですけれども、私は新市移行後にやるんじゃないで、法定合併協議会でこの水道事業は、先ほど壇上でも言いましたけれども、同じスタート台に立つためには一般会計の繰り入れを中止して、その分を水道料金の値上げをしてもらう、その市町村は、というぐらいの強い態度で臨んでいただきたいと思うんですけれども、そこらについて、市長の考えがもし聞けたら聞かせていただきたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） ただいまの基準外の一般会計からの繰り入れの問題につきましては、これは今まで全く違うよそさまのことでございますから、とやかく言える立場には、今まではなかったわけですね。しかし、我が方はきちっと公営企業法17条の3項の特別繰り入れが認められるとか云々とかいろいろあるわけですけれども、そのようなこともせずきちっときているのは御承知のとおりでございます。

したがって、今、これから一緒にやろうという協議をしている相手様が現在どういう形でおられるかについては、これはとやかく言える立場にはないわけなんですけれども、先ほど壇上からちょっと申し上げましたように、新たにまたそういうふうな形で一般会計、基準外の繰り入れをさらに行うという動きに対しては、今、既に協議を進めている土俵に入っているわけですから、そのことに対しては、私も個人的にもいろいろ気づきは申し上げておりますし、これからの法定協の中でも、公の場でも申し上げていかなければならないことだと思っております。よろしくをお願いします。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） 小異を捨てて大同につくというふうに言われておりますけれども、私、この問題については、決して小異ではないと思っております。やはり筋を通すべきところは通さないといけないというふうに思っています。この件については終わります。

議長（中司 実君） 以上で、1の県央部合併問題についてを終わります。

次に、2の図書館の全面移転についての答弁を求めます。都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） 図書館の全面移転に関する御質問のうち、駐車料金に関することと騒音問題につきまして、まず市街地再開発事業及び防府地域振興株式会社を所管しております都市整備部からお答えをいたします。

御承知のとおり、A街区に建設される立体駐車場につきましては、防府地域振興株式会

社が取得し、管理運営するものでございます。適切な駐車料金を設定し、健全な経営をしなければなりません。したがって、買い物をする方、図書館など公共施設へ来られる方、またマンションの居住者からそれぞれ駐車料金をいただくこととなります。

駐車料金の設定や運営管理方法等につきましても、近隣の民間駐車場、市営駐車場との均衡や商業者の意向等も踏まえ、また他市の事例等も参考にしながら、再開発事業全体の中で煮詰めてまいりたいと考えております。

続きまして、図書館の騒音問題についてお答えをいたします。先日の中心市街地活性化対策調査特別委員会で御報告いたしましたように、基本設計における図書館の騒音対策といたしましては、建築計画上の一般的な推奨値であります40デシベルを目標値として、静けさが保てるよう計画されております。

具体的に申しますと、広場や列車等の外部からの発生音、多目的ホールや機械室等の内部からの発生音をともに遮音できるよう南側面には複層ガラスを導入するなど、構造面からも工夫されており、図書館として必要とされる静けさが保てるものでございます。

次に、広場でのイベント開催時の騒音についての御質問でございますが、中心市街地の活性化という観点から申し上げますと、広場につきましては、商業的な面から見ても、賑わいのある空間にする必要があると存じますが、同時に複合ビルということから、マンションの居住者、図書館利用者への配慮も必要であると考えております。今後施設全体の管理規約が定められることとなりますので、このような部分についても関係の方々との調整を重ねながら複合ビルとして健全な形で運営できるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 教育次長。

教育次長（山下 州夫君） まず最初に、図書館の学習室の廃止についてお答えをいたします。

まず、現図書館に学習室を設置した目的から御説明いたします。この学習室は本来集団学習、集団実習等を行う場合に使用する部屋として設置されたものでございまして、机の形態や配置などもそれに対応したものになっております。

したがって、絵本づくり教室やステンシル教室、華道教室などのもろもろの作業を行う行事が行われたり、同じ日に多くの講座やサークル行事が入って、視聴覚室と2つの会議室だけでは対応できなかつたりするような場合には、現在、この学習室をそうした行事用の教室として使用いたしております。

ただし、それらの行事がなく、部屋があいているときには、施設の有効利用のためと図

書館資料利用者の席が占有されないようにするために、席のみの利用を目的とする中・高校生などに学習室を自習室として開放いたしております。

当図書館におきましては、教科書、ノート、業務資料などを持ち込んで、学習室の席だけ利用する中・高校生も、また営業マンもすべて大切な図書館利用者であると考えております。図書館利用の方法には、さまざまな形がありますので、それらが公共の福祉に反しない限り、すべて受け入れるのが当館の基本姿勢であります。

したがいまして、新館移転後もこの基本姿勢には変わりはありません。現図書館で行っているサービスが新館移転後に行われなくなるのは決して好ましいことではございません。利用者からの不満が出ることをないように、席のみの利用者が資料利用者のための席を占有しないような措置を講じた上で、例えば研修室等を有効活用するなどして、移転後の新図書館においても、自習用の場を何らかの形で確保したいと考えております。

次に、利用者に対する駐車料金の補助についてお答えいたします。

現図書館の利用者駐車可能台数は、ソラールとの共用で約150台ございます。土曜、日曜には駐車台数が多いため、市役所に駐車される利用者も少なくありません。駅北再開発ビルの駐車場については、近隣施設との兼ね合いなども配慮しながら、再開発ビル事業全体の中で考えていく必要があります。図書館利用者も含めて、原則は有料になるとのことでございます。

しかし、現図書館の駐車場が無料であるのに、駅前とはいえ、移転後の駐車場が有料となるのは利用者の側からすれば、議員御指摘のように、図書館機能の低下という印象があるかと思われます。したがいまして、図書館としましては、駐車場利用者の皆様方に御理解、御納得をしていただき、現図書館にも増して大勢の方に利用していただけるよう、再開発ビル内の商業施設や公共施設との連携を図りながら、利用者それぞれの事情に応じた対応をすべく検討いたしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 6番。

6番（藤本 和久君） ちょっと風邪を引いてから理解力が落ちたものですから、ちょっと余り理解できなかったんで、再質問させていただきたいと思います。

騒音問題ですけれども、普通の騒音源なら40デシベルは確保されると。もし確保されなかったら、施設の受け取りは拒否できるという理解で正しいのかどうか。はっきり答弁をお願いします。

議長（中司 実君） 都市整備部長。

都市整備部長（岡本 智君） そのように御理解されても結構でございます。

議長（中司 実君） 以上で、6番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、10番、弘中議員。

〔10番 弘中 正俊君 登壇〕

10番（弘中 正俊君） 政友会の弘中でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

私がここで改めて申すまでもなく、教育は100年の大計であります。その知育、徳育、体育をつかさどるこの分野は、人間社会のすべてを決定づける要素であると申しても過言ではありません。荒廃とまで言われる現代の世相を憂えるとき、その枝葉末節のみにきゅうきゅうとしていたのでは、真の解決にはならないと思います。

こう考えると、学校教育の根幹を成す学習指導要領が2年前に改訂され、昨年その内容、大要について御質問申し上げたところですが、中央教育審議会ではさらにことし10月に答申を行い、来年度の教育課程編成時から学校現場に適用される学習指導要領の改訂作業を進め、年内にも告示しようとしていることに疑問を感じます。

その内容をべっ見ただけでも、基準性の一層の明確化を柱として、必要な指導時間の確保、総合的な学習の一層の充実、個に応じた指導の一層の充実等が挙げられ、確かな学力をはぐくむための基準が示されようとしていることが伺われます。これは前回の改訂に対する現場ないし世論に呼応したものであり、前回、私が危機感を持って、基礎学力の低下を提言することにも対応されており、安堵感を抱くものでありますが、それとともに朝令暮改とも言えるような改訂に対して、学校現場ではどう対処されるのか危惧するものであります。

東京学芸大学の児島教授もこの答申に対して「おおむね妥当な内容であると認められるとともに、ただ学校では普及、定着する間もない目まぐるしい変わりように身が入らず、混迷も見られる。この事態をどう払拭するかが課題である」と述べておられます。全くそのとおりで、その対応いかんによっては学校現場で混乱を招くことになりかねないと思われれます。

本市としても、確固たる信念を持ってこれに当たられるものと信じておりますが、その根本的なお考えとこの事態にどのように対応されるのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、同じく学校教育の分野でお尋ねしたいのは、児童・生徒の食育の問題であります。さきにも申しましたように、食育は知、徳、体育とともになおざりにできない分野であると言えましょう。最近社会環境の変化、食行動の多様化から、食生活の乱れが注目され、国民的課題となっています。そうした中で、朝食を欠食する児童・生徒がふえ、また食事

を家族と一緒にとれない孤食児の増加、そしてその結果とも言える栄養のバランスを欠く食生活、ひいては肥満傾向の増大と、ゆゆしい事態を招来しているわけで、これらは単に栄養的な問題だけでなく、こうした事態は貴重な家庭団らんのときを奪い、マナーや食に対する感謝の念を養う機会さえ失うことを憂えるものであります。まさに食卓崩壊の危機と言わなければならない現状です。

中教審の中間報告においては、こうした事態を踏まえて、効果的な食育の体制を整備するために、学校栄養教諭の創設を提言しております。まことに当を得たものであり、これを踏まえて、既に現在の制度の中で試行している学校もあると聞いております。また、市内の学校においても、朝食に関するアンケートを実施して、それを分析しておられることも承知しておりますが、そこには朝食の摂取いかんは学業成績にも影響するという元文部大臣で東京大学総長であった有馬氏の記録も載っています。

このように考えてみますと、食即栄養、給食というような短絡的なものではなく、生活全般の健全化を図る中で考えられるべきものであると思います。この点についての見解をお聞かせください。

それと同時に、現在取り組んでおられる給食のセンター方式化、中学校の給食実施等の施設面の改善とともに、学校栄養教諭の創設が実現しようとしている現在、内面的指導面についての方策が確立されなければならないと考えます。

こうした中であって、市では平成16年度から富海、小野両小・中学校において、親子方式による給食を実施しようとしておられます。これは将来の中学校給食への試金石としてまことに結構なことだと思えます。この際、中学校における食の指導をどのように計画し、実施しようとしておられるか、お尋ねしたいと思います。

なお、食育ということを上のようにとらえると、食事が生活の中の重要課題として位置づけられるためにも、食材に対する関心や感謝の念を醸成する体験的な指導が必要でなかろうかと思われます。田植え、イモづくり等既に行われていますが、これらの中にも食育に対する大きな要素が含まれております。その実態について把握しておられる点を知りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

質問の3点目は、学校の環境問題についてであります。子どもを取り巻く環境は、決して良好であるとは申せません。環境は人をつくると言われていますが、せめて子どもたちが過ごす学校の環境だけでも好ましいものにしなければならないと思います。前回質問しました耐震対策、シックスクールの改善と、市御当局が早期に対処していただいていることに感謝申し上げますが、さらに校庭の緑化、芝生化についてお尋ねいたします。

欧米の学校では、校庭の芝生化は常識のように言われていますが、我が国においても、

既に多くの学校が芝張りを実施し、快適な環境のもとで憩いの場として活用していると聞き及んでおります。また、市街地では校庭は公園とともに貴重なオープンスペースであります。既に市内でも独自に緑化の一環として設置している学校がありますが、市としてこれに取り組みられるお考えはありませんか。

もちろん、その方法等は学校の事情によって異なるでしょうし、維持管理上の問題もあると思いますが、柔らかい緑の芝の上で過ごすことによる精神安定、砂ぼこり、校庭の温度上昇の緩和など、多くの効果が実証されている芝生化をぜひ実現していただきたいと思います。

なお、実施されるとすれば、どのように計画されるか、お聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 10番、弘中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 教育のさまざまな観点から御質問をいただいておりますが、私からは学校の環境整備についての御質問にお答えいたします。

学校環境整備における小学校の校庭の芝生化は、議員さん御承知のとおり、山口県内の学校に芝生化の推進、啓蒙を図るため、本年3月に社団法人山口県造園建設業協会から、平成15年度に県内で3カ所ほど試験的に実施したいとの話があり、本市に実施可能な学校の打診がありました。

検討・協議する中で、以前からランチルーム、給食ルームですが、ランチルームへの砂ぼこり対策が懸案事項でありました牟礼南小学校に試験的な芝生化の打診をいたしましたところ、学校側から了解が得られ、中庭の約300平方メートルに芝生を植えつけ、現在に至っております。

なお、本年度は試験的な実施ということから、植えつけにかかる経費や維持管理経費は造園建設業協会の負担ということになっております。

今回、試験的に芝生を植えつけた牟礼南小学校では、砂ぼこりの問題が解消できただけでなく、子どもたちがその芝生の上で寝ころんだり、相撲をとったり、運動会の折には、芝生の上で弁当を食べたり、伸び伸びと自由に過ごしているということを先日訪問いたしました折に学校側からお聞きいたしております。

しかしながら、散水、また除草については農薬が使用できず手作業のため、かなりの時間と労力がかかること、また芝生の上で子どもたちが遊ぶため、芝が折れ、その葉先や枯れた葉先が飛散するなどの問題、さらには来年度からは芝刈りや土壌管理の問題も出てくるなど、維持管理面において、相当な配慮が必要になるという話もあわせてお聞きしてい

るところでございます。

したがいまして、議員さん御提案の市内小学校への芝生化につきましては、本年度の牟礼南小学校での試験的芝生化の経験を参考にしてまいりたいと思いますが、体育の授業やサッカー、野球等のスポーツ少年団の活動などで芝生の養生期間がとれないという問題もありまして、グラウンド全体の芝生化は難しいと思っております。

しかし、芝生、緑の効用を考えますと、小学校の校庭内の一部を利用しての芝生化は効果があると思われまますので、それぞれの学校の事情を十分に踏まえ、学校やPTA等学校関係者との協議をしながら、検討してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（中司 実君） 10番。

10番（弘中 正俊君） ただいま市長より前向きな御答弁をいただきまして、私も質問いたすときには、グラウンド全体はなかなか難しい。けども、中庭とか校舎の回り、そういうところは前向きに考えていただけるとはなないかと、このように思っておりましたところ、そのようにこれから学校と話し合って進めていくということの御答弁をお聞きしまして、感謝しているところでございますけれども、やはり今、家庭の住宅を見ますと、どういうことがありますかという、やはり木造化とか、耐震化、それからシックハウス化、それとトイレは非常に清潔になっているとか、それからバリアフリー化をしているところもあります。今年度は改正のハートビル法が学校にも適用されると。庭の方を見ると、ガーデニングとか、花を植えたり、その中には芝生も植えておると。そういう、今、家庭の住宅の中はそういうような状態になってきておるということは、やっぱり小学校の校庭の中庭とか、それから校舎の周辺とか、やっぱり今、家庭の住宅がこのようになっていることやから、そのような状態にしてあげることが教育上すばらしいのではないかと、このようにも思っておるわけです。

やはり砂ばかりがしないし、また照り返しもない。そうして、非常に目にやさしい。また、非常に温かみのある、そういうようなグラウンドはもう砂と土ばかりですから、何か寒々しい感じがしますけれども、そういう回りに芝生があるということだけで、非常に精神が安定してくるのではないかと、このように考えて芝生化ということをお願いさせていただきます。

けども、市長さんの御答弁、ありがたく感謝し、この項の質問は終わらせていただきます。

議長（中司 実君） 以上で、3の学校環境整備についてを終わります。

次に、1の中央教育審議会の答申についての答弁を求めます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 続きまして、議員お尋ねの平成15年10月7日の中央教育審議会の答申についてお答えいたします。

このたびの答申では、新学習指導要領のねらいの一層の実現を図り、生きる力の中で、確かな学力育成のための具体的な課題等が答申されており、この答申を受けて、学習指導要領の記述の見直しが図られる運びになりました。これは学習指導要領の趣旨をより徹底するための見直しと理解できます。

まず、基準性の明確化についてでございますが、学習指導要領にはすべての児童・生徒に対して指導すべき内容が示されており、この指導を行った上で、児童・生徒の実態に応じ、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することもあります。学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することが適切な場合であっても、それが十分に考慮されていない状況も見受けられるという反省に立つものであります。

また、必要な指導時間の確保については、個に応じた指導などの指導方法や教材等の工夫改善を行うといった指導の質を高めるという観点から、授業等の改善を図りつつ、指導に必要な時間を確保する必要性があることが提言されているところです。

総合的な学習の時間については、各教科と異なり、目標や内容は学習指導要領には示されておらず、趣旨及びねらいを踏まえ計画的に指導することとされています。

ところが、学校においては、具体的に目標や内容を明確に設定せずに活動を実施し、必要な力が児童・生徒に身についたか否かの検証や評価が十分に行われなかったり、教科との関連に十分に配慮していなかったりする実態等から、総合的な学習の時間の位置づけを一層明確化することを提言しています。

個に応じた指導については、習熟の程度に応じた指導や発展的な学習、補充的な学習に関して、小・中学校の学習指導要領では明確に例示していませんが、多くの小・中学校においての取り組みが進み、効果を上げている現状を踏まえ、発達段階等を考慮しつつ、効果的な方法を柔軟かつ多様に導入することが重要であると提言しております。

また、社会では学力についての論議がなされておりますが、一部では知識、理解の量を学力ととらえる傾向があります。文部科学省は学力を知識、理解という知的学力のみでなく、思考力、判断力、表現力、問題解決能力、そして学ぶ意欲なども含めたものを学力としており、今回の答申でもそれを確かな学力と呼び、それが必要だと提言しております。

以上、御説明しましたことは答申内容の一部ですが、今回の答申を受けて、教育委員会といたしましては、新教育課程2年目の成果と課題を検証する中で、各学校へ学習指導要領の趣旨をより徹底させるとともに、各学校としても不断の改善、充実を図るための取

り組みが重要であると受けとめております。

今後も、学習指導要領の一部改定の趣旨を十分に踏まえながら、教育の不易として変えてはならないものと、社会の変化に即して適切かつ迅速に工夫改善すべきもの等を十分に検証し、21世紀を主体的に生き抜くための豊かな学力と豊かな人間性を備えた児童・生徒の育成を目指した教育を推進していきたいと考えております。

続きまして、食育についてお答えいたします。

まず、食の指導のあり方についてお答えします。食生活の乱れが叫ばれる中、食育は知育、徳育、体育とともに、学校教育の重要な課題の一つであると考えております。平成15年9月10日の中央教育審議会中間報告では、「食に関する指導の充実は子どもたちの生きる力をはぐくんでいく上でも非常に重要な課題であり、食文化の継承や多様性の尊重、社会性の涵養といった効果も期待でき、家庭、地域、学校が連携して改善に努めることが必要である」と述べられております。

議員御指摘のとおり、食に関する指導は生活全般の健全化を図る中で考えられるべきものであると認識しております。中間報告の趣旨を踏まえ、望ましい食習慣、よりよい食生活を想像できる自己管理能力、そして社会的諸能力等の育成を視野に入れて、今後の食育に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中学校における食に関する指導及び学校栄養教諭の創設についてお答えいたします。現在、各中学校では、食に関するさまざまな指導が行われております。技術家庭科や保健体育科の授業では、食事や食材に関する基礎知識の習得や調理、食事や食習慣と健康の関係、栄養や安全性を踏まえた正しい食材選択等について、発達段階に応じた指導が行われております。

平成16年度から親子方式による給食の実施、平成18年度からの共同調理場（センター）方式の導入や中学校給食実施に伴い、食に関する啓発活動など、学校栄養士と養護教諭、学級担任が連携を図った指導が実施できるものと考えております。

なお、食に関する指導の中心として、その役割が期待されております学校栄養教諭につきましては、今後、国や県の施策の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、食に対する体験学習についてお答えします。

今年度、食に関する体験学習は小学校7校、中学校2校で実施されております。具体的には魚釣りとその料理、そば打ち、収穫した米やもち米を使った保護者との料理づくり、休耕田を借りての米づくり、収穫したサツマイモを利用した学校給食、そして山口県立農業大学の協力を得たサツマイモの収穫などがあります。

これらは子どもたちが食のあり方や勤労のとうとさ、世代間交流の大切さを理解すると

ともに、食材への関心やつくり手への感謝の心がはぐくまれる活動であると考えております。このような体験学習は教育上極めて重要であると考えており、今後さらに充実させてまいりたいと考えております。

議長（中司 実君） 10番。

10番（弘中 正俊君） 今、中教審の答申について御答弁ございました。学習指導要領を本当に小・中学校によく理解し、知らしめて、そして変えるところは改善していく。変えないところはそのまま遵守していく。そして豊かな学力、また人間性を育てていく。そういう御答弁をいただきました。本当に防府の小・中学校は教育長の確たる信念のもとに教育されると、このように思い、喜んでおるところでございます。

1つお尋ねいたしたいのは、今、中教審が答申を出しておりますけれども、確かな学力という文言につきまして、私、読んでまいりましたけれども、2年前の新学習指導要領と文言は違っても、やはり目指しておるところは非常に同じような、このようにも思うわけですけれども、今、全国の保護者の方々は学ぶ意欲とか、そしてもう一つは従来の学力、これも大切だというような、まだそういうところが多く見られまして、こういうような答申が世論から押し進められて出てきたものではないかと、このように思うわけですけれども、1つ、今、ここに載っておりましたのが、中教審は今度は習熟度別指導というような、明記するというようなことも載っておりますけれども、防府の小・中学校でどのような状態であったかということをお尋ねしたいというのは、本年度、子どもの理解や習熟の程度に応じた指導を必修教科の授業で実施している全国の公立校が小学校で74.2%、中学校で66.9%に上がることが、ことしの7月11日にわかったと。そして、指導方法としては、先ほどありました発展的内容と補充的内容を組み合わせているケースが小学校は50.3%、中学校が54.5%と最も多くと、このようになっておるんですけれども、教育長さん、防府の小・中学校においては、どのような状態であったかとお尋ねしたいと思います。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。今、手元にデータは持ち合わせておりませんが、習熟度別の学習の一環としまして、少人数学習の学級がございます。これは現在市内に小学校に26名、中学校に13名の加配がついております。ということは、それだけ1学級の児童・生徒にかかわる率が高くなってまいりますので、この一人ひとりにきめ細かい教育ができやすくなっていくという人的な配置の関係で、習熟度別には至りませんが、かなり個々人の完全な学びとりに向けて鋭意努力しているというのが現状でございます。

何校かは習熟度別の授業展開をしている教科、あるいは学校もございますけれども、今、ちょっと手元には数字がございませんので、もし御入り用だったら、また後日お届けしますけれども、以上でございます。

議長（中司 実君） 10番。

10番（弘中 正俊君） 今、教育長よりお話をお聞きしますと、非常に健全な姿で教育を推進しておられるように思っております。今、基準性を進めていくというのは、やはりそういうような補充的な学習とか、発展的な学習、そのように流れていく学校があるから、基準性の明確化ということをおっしゃってこられたんじゃないかと、このように思いますし、今、お聞きしますと、前に質問いたしました基礎、基本、このことを踏まえておられるなというような感じをいたしました。

まず、本当に基礎、基本というものが一番大切でございまして、中教審の答申の中にも、基礎、基本というものを定着して、そして習熟度、そういうふうに向かっていく、そういうことも言っておられますので、私といたしまして、今、御答弁いただきましたことに安堵感を抱いておるものでございます。これからも一層よろしく学校教育の邁進をお願いしたいと思っております。

それから、2点目の栄養教諭の創設についてでございますけれども、今、学校の栄養職員という、各小学校に配置されてはおられないと思っておりますけれども、配置されておられる小学校と配置されておられない小学校、そしてその状態、どのような食の指導を行っておられるか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お尋ねの学校栄養教諭につきましては、まだ本市には配置されていませんし、恐らく県内でもまだじゃないかと思っておりますが、一番今からの課題は、子どもたちの食の教育について細かい指導が可能になってくるということがその大きなメリットじゃないかと思っています。

手元の資料を見ましても、食に関する指導では、児童・生徒への個別的な相談指導として、偏食傾向のある児童・生徒に対する問題とか、それからやせ型志願の児童・生徒に対する指導とか、あるいは肥満傾向にある児童・生徒に対する指導とか、食物アレルギーのある児童・生徒に対する指導とか、スポーツをする児童・生徒に対する指導とか等々、細かい役割がございまして。

問題は、現在の学校栄養職員との兼ね合いで、共通項がありますので、その辺を今からいかに調整をしていくかで、違った資料を見ますと、学校栄養教諭はカウンセリングの役をする大きな仕事であるという仕事と、もう一つはコーディネーターの役があるというこ

と。すなわち、学校の職員をいろいろ絡ませて連携を保つとか、学校と地域、あるいは関係機関との連携を密にしながらやるというような仕事を学校栄養職員とは違ったものを持っていらっしゃるようですから、その辺は今から十分見定めながら対応していかなくちゃならないと思います。

まだ、我々のところには、こういったものをいつ実行するとか、あるいはいつどうこうする、あるいはどういうふうになるということの細かい指示は一切受けておりませんので、あくまでもインターネット等で情報をつかんでいる段階でございまして、ただ将来的には子どもの食の教育については非常にこの存在はありがたい存在だろうと思っています。

文言にありますように、やはり栄養教諭でございましてから、教諭というのはやはり一般の教諭と同じような、指導をするという面が前面に出てくる仕事でありますので、学校栄養士さんの仕事と、それから学校栄養教諭との間のダブリとそれから違う点を明確にしながら、これから対応していかなくちゃならないと思います。

もちろん、今から学校栄養士さんが1つの単位をとられれば、教諭の資格をとることもできますので、将来的には学校栄養教諭という格好で、子どもの食の教育が充実していくんじゃないかなと思っています。あくまでも、これはまだ通知等もらっていないのでわかりませんが、あくまでも予想でございまして。

議長（中司 実君） 10番。

10番（弘中 正俊君） 今、学校栄養教諭、これは17年度からということでございますので、そのように前向きに考えておられるということでございます。

ちょっと前後いたしましたけれども、食の指導のあり方について、これは市内の小学校の朝食に対するアンケートでございましてけれども、朝食をとっておらない児童が市内の小学校、これはただ1校でございましてけれども、とっておるのが78%である。全国はまだ八十二、三%あるんでございまして。それから、中学校になるほど朝食をとらない、とってくる生徒が少なくなって80%、そのような現象になってきておるわけですがけれども、全国はそのぐらいで、だけでも山口県内の学校の朝食摂取状況、これは健康増進課の調べでは、朝食をとっておる児童が82.6%で、中学校が86.9%というような、非常に高い数字になっておりますけれども、けれども、今、防府市の1校を見ただけでは、朝食をとっておるパーセントは78%だというふうに、非常に全国、また山口県内に比べて少ないような感じがするわけでございまして。

食べない理由として、全国も皆同じでございまして、何かというと、時間がない。それから欲しくない。そういうのが圧倒的に多いということは、時間がないということは、睡眠とかちょっと夜型の生活をしているんじゃないかと、このような感じを受けるわけです。

だから、朝とる暇がない。もうすぐ学校に行かなきゃならないと。

それから、欲しくない、これも同じだと思っているんです。夜型じゃないかと。だから、朝起きてすぐ食事というのはなかなかとらない。だから、欲しくない。こういうような状態で食べない理由というのが出るということは、非常に食生活、食習慣の崩壊であろうと思います。

そういう観点から、やはり学校の担任、また栄養職員、また生活科、家庭科、それから学級活動、また保健体育科、そういうところにおいて、もっと食に関する指導というものを重視していただきたい、このように思っておるわけです。

だけでも、これは学校だけに押しつけるということは、時々この話をいたしますと、それは家庭の問題だと、こういう答えがはね返ってくるわけですがけれども、家庭だけに任せれば、今、家庭の教育力というのが低下しておるわけですから、これは学校が中心となって、やはり家庭を巻き込んで、この食指導というものをしていかなきゃならないんじゃないかと、このように思っておるわけです。

ちょっと情報なんですけれども、朝食の欠食や孤食、偏りのある栄養摂取など、子どもの食の問題が深刻化していることを受けて、文部科学省はこの8月27日に、来年度からすべての都道府県で食育推進事業を実施することを決めたと。学校が中心となり、PTA、農業団体、栄養会など地域の関係団体と連携、農業体験活動や料理教室を展開する。そのために家庭も巻き込んだ活動にしていきたいという考えということが、この8月27日に来年度からすべての都道府県で実施するということがございますけれども、そのことをお聞きになられておられませんか。

また、そのことに関して、市においても、そういう推進事業というものをしていただけるものか。やはり家庭と一緒にやっていかなければ、食の指導というのはなっていないんじゃないかと、このように思いますので、その点をお尋ねしたいと思います。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、議員さん御指摘のとおりでございますし、今日の教育は学校だけでできるものでもございませんし、また家庭だけでもできないし、また地域だけでもできません。

学校を地域の学校というふうな位置づけをしてまいりますと、この食育に限らず、いろんな活動そのものがやはり学校、家庭、地域社会の密なる連携のもとに前へ進んでいくことが肝要であろうと思います。

ただ、今この食については、やはり原点は家庭にあるかと思っておりますので、まず家庭の御両親、あるいは家族の方々の正しい御認識をいただきながらスタートすることが肝要だ

し、学校としては、やはり集団の中での生活の中で食の大事さをしっかりと教育することをお誓い申し上げたいと思っております。

このような方向で、今から各小・中学校の方に指導をしてまいる所存でございますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

議長（中司 実君） 10番。

10番（弘中 正俊君） 前向きな御答弁をいただきました。どうもありがとうございます。

それと、先ほどちょっと聞き漏らしたんですけれども、今度中学校で親子方式をなさいますけれども、中学校の食指導というのはただ技術家庭科とか、そういうところで栄養士、いわゆる学校栄養職員の方が栄養についてお話になるとか、そういうことは考えてはおられないんでしょうか。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。来年度からスタートします富海小・中での中、それから小野小・中での小野中学校の方につきまして、それから現状は、今、そういう職能を持った者がおりませんので、来年度16年度からスタートに当たりましては、当然小と中合わせて、そういった指導にかかわってまいりたいと思います。

当面は、学校栄養士さん、あるいは養護教諭さん等々と学級担任等々が連携を保っていくことになると思いますけれども、学校栄養教諭がスタートするまでは、学校栄養職員の方々が小学校並びに中学校にかかわりを持っていただくこととなりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（中司 実君） 10番。

10番（弘中 正俊君） どうも、ありがとうございます。やはり中学校においても、やはり食育、食に関する指導というものは十分に行っていただきたいと、このように思っております。

ここで、市長は、今、各小学校、富海、それから牟礼南、松崎小と、児童と一緒に給食を食べられたということ聞き及んでおりますけれども、ひとつ行かれまして、どのような状態であったか。食事のとり方はどうだと、先生の食事の場所はどうだったか。食前、食後のあいさつは。また、食事マナーとか、食べ物の残しはなかったか。好き嫌いなくバランスよく食事していたとか、その中で栄養の指導もあったとか、いろいろなことがあると思いますけれども、一緒に児童と食べられました、そのことの所感をお聞かせいただきたいと、このように思っております。どうかよろしく申し上げます。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 食に関連することでの御質問でございますが、御指摘のとおり、児童、小学校、主に6年生対象でございますけれども、食事を一緒にしまして、私が、50年ぶりに学校給食を食べましたんであれなんです、直感としては皆さん、礼儀正しいなど。この給食というものを通じて、子どもたちがともに働く、あるいは物に感謝するという思いを学校教育で十分受けているなということ、給食というものがただ単に食べるということだけではなくて、いろんな意味での団体行動とか、マナーとか、いろんな事柄について、教育の一環であるということ、私をつくづく、しみじみ感じたところでございます。

いろんな質問を受けたりしてはおりますけれども、それは余談でございますので、そのように感じたことが私の実感でございます。

議長（中司 実君） 10番。

10番（弘中 正俊君） どうも突然に指名いたしまして、どうも申しわけございません。ありがとうございました。

次に、食に対する体験学習について、ここにすばらしい調査報告がございますので、そのこととお読みしたいと思います。平成13年3月の「家の光」生活文化クイック・リサーチ、食教育、職業体験学習にかかわる意識調査。これは幼稚園児から小学校6年生の長子を持つ首都圏在住の男性及び女性ということでございます。それが総合的な学習の時間に期待する内容ということで、自然体験が67%、地域活動、ボランティアなどの社会体験が66.3%、農業体験は55.7%。ものづくりや生活活動が45.7%、社会見学44.3%、生活に役立つ技術が36.7%、発表会や討論会が33.3%、その他が3.3%。農業体験が3番目に上がっておるということ。

そして、2番目に子どもに農業体験をさせることの意識という、「そう思う」が94.7%、「そう思わない」が5.3%ということでございます。特にすばらしいのは、子どもに農業体験をさせたい理由というのがあります。「食物がどう育つかを見せたい。教えたい」、これが69%。「食べ物の大切さを教えたい」が61%。「自然に触れさせたい」が44%。「土いじりをさせたい」が33%。「食べ物をつくる苦労を教えたい」が24%。「日常では経験できない体験をさせたい」が15%。「作物が食卓に上るプロセスを教えたい」が15%。「食べ物をつくる楽しさ、喜びを教えたい」が11%。「自分の食べ物をつくる経験をさせたい」というのが10%。それ以下、やっぱり「作物に実際に触れさせたい」「命の大切さを教えたい」「生産者への感謝の気持ちを教えたい」「野菜がどのように収穫されるか教えたい」、こういうのが載っておりますけれども、私は、今、やはり農業体験の子どもへの教育的効果の意識として、作物が食卓に上

るまでの道のりを知るとというのが「非常に効果がある」が79.7%。「効果がある」が16.0%。といいますのは、今、これから給食が中学校は始まります。そうすると、作物の原形とかそういうものは全然わかりません。ただ調理されたものが来るわけですので、そういうところでやはり職業体験、そういうことをさせてあげた方がいいのではないかというような感じを持つわけでございます。

全小・中学校にいろいろな体験、先ほど教育長が言っておられましたけれども、その中に農業体験、そういうことはこれから食育に対して非常に必要だと、このように思いますので、そのところの御見解をお伺いしたいと思います。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。農業体験の重要性を、今、御指摘いただきましたが、確かに私も全く同感でございます。

今、中学生はちょっと毛色を変えまして、職場体験等を行っていますが、中には牧畜の現場に行きまして、食のそういった面での接触がある子もおりましょうが、やはり今度給食が始まるのを契機としまして、これまで教科、あるいはいろんな領域の中で指導しておりましたのを広げながら、実際の食を通して食の重要性を今から指導していくような体制づくりを各学校にお願いしてまいりたいと思っています。

やはり実際に体験すること、これは小学生であれ、中学生であれ、非常に大事なことで、この食に関する体験として、先ほどの農業体験は非常に大事に扱わせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 10番。

10番（弘中 正俊君） 時間になりましたので、これで全項の項目につきましての質問を終わらせていただきます。

議長（中司 実君） 以上で、10番議員の質問を終わります。

5分間、休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時39分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

次は、23番、久保議員。

〔23番 久保 玄爾君 登壇〕

23番（久保 玄爾君） 本日最後の質問になりましたが、お疲れのところ、眠くもありませんけれども、しばらく御清聴をお願いします。

それでは、通告に従って質問いたします。執行部におかれましては、御答弁をよろしく
お願いいたします。

さて、平成15年3月8日に2市4町による法定合併協議会が設置され、今日まで11
回の協議がなされてきました。その間、多くの調整や合意がなされるとともに、当然ある
ように各自治体の違いや問題点も出てきました。

まず、山口県中部に人口30万の中核都市を誕生させるに伴い、事業所用家屋の床面積
1,000平米を超える場合、または従業者数100人を超える場合のいずれかの要件を
満たす事業所に、それぞれ平米600円、従業者給与総支給額の0.25%が課されるこ
とになります。

我が防府市の産業の歴史は、現カネボウ、協和発酵からマツダ、ブリヂストンに至るま
で、企業誘致の政策の中で中小企業も育ってきたと認識しております。我が市には今も工
場設置奨励条例等を整備し、施策の一環としておりますが、今後の事業所税の課税につ
いては長引く不況と右肩上がりの経済成長の望めない将来予測の中で、企業活動に新たな負
担を生じることを懸念するものであります。

また、今後企業誘致を進めるについても、他地域と明らかに不利になると思いますが、
防府市区域の今後のあり方について、市長の見解を求めます。また、必ずしも30万都市
になる必要はないのではないかと思います。市長の御所見をお伺いしたいと思ひます。

次に、行政サービスの調整に伴う影響額についてお尋ねいたします。

これまで法定合併協議会において、さまざまな行政サービスや住民負担について調整が
なされてきましたが、細かく見ていくと制度等の違いにより住民に対するサービスや受益
負担は2市4町で相当異なっていることがわかりました。

こうした場合、合併推進の手引き書には、あるいは市民に対する説明においては、一般
的にはサービスは高く、負担は低く調整すると言われておりますが、例えば国保会計にお
ける国保料金、あるいは上水道会計の水道料金等々では、合併から3年ないし5年間は一
般会計から補助等で財源不足を補い、当分の間は現行水準を守るとか、一般財源からの財
政負担で補うといった調整案が出されております。

そこでお尋ねいたしますが、当分の間現行水準を維持した場合、あるいは一般会計から
の補助で対応した場合に、いずれは負担を高く設定せざるを得ないものが数多くあると思
われますが、これまで調整がなされた行政サービスや住民負担について、調整するために
必要となる新たな財源はどれぐらい想定されているのかお答えください。また、この新た
な財源が新市の財政運営に及ぼす影響について、どのようにとらえていらっしゃるのかを
お尋ねしたいと思ひます。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（中司 実君） 23番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 2市4町合併についての御質問にお答えいたします。

まず、事業所税でございますが、議員既に御承知のとおり、事業所税は人口が30万以上の都市において、事業活動を行う法人、個人の事業者に対し課税される目的税であり、その用途は都市環境の整備及び改善に関する費用に充てるもので、各事業者において申告納付をしていただくものでございます。

税額につきましては、先般法定合併協議会小委員会で発表されたとおり、防府市における税額は約13億4,500万円と推計いたしておりますが、非課税床面積や課税特例対象床面積の把握が十分ではございませんので、今後この推計税額につきましては、多少の変動があるものと予測しております。

なお、事業所税は合併特例法によって合併した日から5年間は課税されることはございません。

最初に申し上げましたとおり、事業所税はその用途が制限されている目的税でございますので、この税収で都市環境の整備充実等を図ることによって、新たな高次都市機能の集積を誘導するなど、地域の経済環境の改善に寄与できるものと考えております。

また、企業誘致等に不利になるというような御懸念でございましたが、合併後の新市全体で取り組むべき課題であると考えております。いずれにいたしましても、課税対象となる事業所には本税の課税趣旨や都市サービス等の受益関係等を御説明し、御理解いただくよう努めてまいりたいと考えております。

また、30万都市の問題につきましては、2市4町で法定協議会を設置しているところでありまして、引き続きこの法定協議会で協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、調整に要する影響額についての御質問ですが、合併協議会では先月末までに11回の協議会が開催されておりまして、これまでに300件近い事務事業について調整案が確認されたところでございます。この調整結果につきましては、その大部分が防府市民にとりましては、現行のサービス水準を維持するもの、またはサービス水準が現行より上回るものとなっており、おおむねサービスは高く、負担は低い方向で調整が行われておりますことをまず御報告させていただきます。しかしながら、2市4町の事務事業につきましては、制度等に違いがございますので、事務事業の調整を行うため、言いかえれば、格差を是正するための財政負担も当然必要となってまいります。

これまでの調整による影響額でございますが、行政サービスを高い方に合わせるため、

新たに必要となる経費が約2億8,000万円。また、住民負担を軽減することに伴う歳入減の見込額が約8,000万円と聞いております。

次に、このような財政負担が新市の財政運営に及ぼす影響についてでございますが、合併直後に必要となる住民サービスの水準の調整等、行政水準や住民負担水準の格差是正に要する臨時的な経費については、交付税措置として財政支援がなされることになっております。新市財政運営への影響はかなり軽減されるものと考えているところでございます。

以上、御質問にお答えさせていただきました。

議長（中司 実君） 23番。

23番（久保 玄爾君） まず、事業所税の件なんですけれども、今、目的税であって、受益関係が30万都市に自然になった場合と合併によって30万都市になった、そういった場合に、この目的税ができるわけなんですけれども、それがどういうふうに企業との関係、あるいは個人の事業主との関係で受益関係が生じるのか。非常に疑問だと思うんですね。その辺をどういうふうに企業の皆さんに説明されるのか。

また、防府市は約13億4,500万円、そのぐらいの大体の負担があるということなんですけれども、トータルで山口市なんかを入れますと、全部で約24億弱というふうになっております。

しかしながら、これは交付税によって、財政の収入額に75%は参入されますから、新市にとっての増収にはならないということと、もう一つは企業の収益が当然のように減ってまいりますから、コストが上がってきますから、法人市民税の方の減額で税収としてそんなに効果が出てこないんじゃないかというふうに思っているわけです。

その辺で、そういった企業主の方たちに、この税の目的はこうですが、あなたたち、もし合併して30万になったらこういう受益がありまして、言いましたように75%を削った25%ぐらいの残りの数億なんですけれども、これをこういうふうに使いますから、当然受益関係がありますよというふうに説明できるかどうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それともう一つ、これは今度防府市の立場なんですけれども、この事業所税ですが、執行部からいただいた資料によりますと、1億円以上が防府の場合1,500万円以上1億円未満が4,100万円以上5,000万円未満が15と、こうなっております。そのほか1,000万円未満が254、こういうふうになっておりますが、この事業所数の数字の業種別の分析をしたい。分析があると思うんですが、1,000万円未満の業種が製造業が何%、卸が何%、そういった資料がありましたら、出していただきたい。

それから、同じように、1,000万円以下のいわゆる中小企業と言われるところの事

業所数なんです、これをさらに小さく分けていただいて、100万円までが何社、それから100万円から200万円が何社というふうに10等分にした、そういった資料をまず提示していただきたい。それから、その後また質問に移りますので、まずその資料の方をお願いしたい。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員御指摘のとおり、合併によって30万という人口になるわけでございます。したがって、事業所を展開しておられる方々にとっては、最初からそういう形でかかってくるのではなくて、新たに、本当に新たに課税されるというイメージを強く持たれるに違いないと思っているところであります。

したがって、それらについての事業所さんへの説明というものは極めてきめ細やかに懇切丁寧にさせていただくことは当然のことだと思っております。と同時に、目的税としての性格でございますので、道路や公園やあるいは交通施設や都市施設などへ投入されていくものであるということ。したがって、そういう形になっていくことによって、産業であれば、生産活動へ寄与する、あるいは商業であれば、交流施設、まちなかの活性化にも間接的につながっていくことであって、それは納税者に利益が返ってくるというような大局的な形での御理解を得ていけるように、私どもとしては努めてまいらねばならないと、こんなふうに考えておるところでございます。

細かい数字、あるいはランク別のことにつきましての御質問は、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） ただいまの御質問でございますけれども、1,000万円以下の業種別の割合でございますから、第二次産業でございますが、製造業が25.5%。それから建設業が4.7%。また、第三次産業でございますけれども、卸売・小売り・飲食業、これが22.6%。運輸通信業、これが5.8%。その他のサービス業が34%ということになっております。

それから、もう1点の御質問でございますが、税額が1,000万円以下の事業所につきましては、254事業所ということでお示しを申し上げますけれども、対象事業所が92.7%を占めております。

その分布状況でございますけれども、100万円未満の事業所でございますが、104事業所でございます。200万円未満、81事業所。300万円未満、これが27事業所。400万円未満、これが9事業所。500万円未満、これが8事業所。600万円未満、これが5事業所。700万円未満、これが12事業所。800万円未満、これが2事業所。

900万円未満、これが3事業所ということで、それから1,000万円未満でございますが、この事業所が3事業所というふうに推計を、今、いたしておるところでございます。

以上であります。

議長（中司 実君） 23番。

23番（久保 玄爾君） 先ほど壇上でも申しましたけれども、防府市はこれまで企業誘致とか、そういった産業政策をやってきたわけでございますけれども、先ほど企業誘致にも、例えば防府地域に企業を誘致したい。そういったときのために工場設置奨励制度というのがあるわけでございますけれども、ある一企業が来たいといったときに、この目的税が足かせになって、例えば宇部とか周南地域に行くということは考えられると思うんですよね。

そういった意味で、これは合併後のまた施策にかかわることなんでしょうけれども、今度は山口を見たとき、企業団地を持っています。開発公社が所有しているうちの75%が一応消化されて、25%が残っていて、山口としては、公社の債務残高、たしか46億だったと思いますけれども、そのぐらいの残高を抱えています。

合併した後もこういった目的税があるがために、2市4町が合併した新市に企業が進出してこることが非常に難しくなる。まして、製造業とか装置産業、装置産業はないかもわかりませんが、ちょっとした大きな、どうしてもそういった工場が要る、あるいは物流にしても、もっとでかいものをつくりたいとか、そういった企業が来ようとしたときに、ちょっと待ってくれということで、よそに行くということが危惧されると思うんですよ。

これは合併後ですから、市長の答弁は難しいと思いますけれども、合併後にそういった施策はやめるといふか、当然不利になるわけですから、あまり期待できない。誘致はほとんど無理であろうということになってきかねないということは危惧されるわけです。

これは大企業の話で、ブリヂストンという会社がありますが、これは実は工場設置奨励条例、これを原田市長のときにつくったんです。1回やめたのを復活したんです。そうしたら、たまたまミシュランの工場の産業タイヤができなくなって、どこかへやらなきゃいけない。ブリヂストンが肩代わりする。どこにつくるかということで、小平市だとか久留米とか、いろいろ調べていったときに、「防府市にこの工場設置奨励条例があったから、久保さん、ここへ来たんです」というふうに工場長からおっしゃっていただいて、非常にうれしく思ったんですけれども、実際にそういうふうに企業はそこに進出するとき、いろいろな税の関係だとか、いろいろ調べてくるわけです。そういったことからしましたら、今まで防府市の地域はそういったことで産業が成り立ち、それに付随した中小企業も育ってき

ているということからすれば、これからの2市4町の合併後の施策も大きく後退せざるを得ないというふうに私は思うんです。

だから、それでちょっと言いましたけれども、別に30万都市をつくらなくてもいいじゃないかというふうに市長に言ったわけですがけれども。そういったことを危惧するということと、今、見ましたら少し安心しましたけれども、税が100万円以下になる企業が半分までいきませんが、254社のうち104社と。200万円以下になりますと、もう半分以上ということですから、これは逆に言えば、ちっちゃな会社にかかってくるということだろうと思うんです。

ある企業の社長さんに3人ぐらいに聞いたんですけれども、お宅はどのぐらいかかりますかと聞きましたら、「約200万円ぐらいかかります」と。「200万円だったら、もう別に大したことありませんね」というふうに、企業に対して大変認識が甘いから、そう聞いたんですけれども、「久保さん、そんな200万円を稼ぐのは大変なんだ。200万円利益を上げるのは大変なんだ。うちはもう去年もことしもボーナスは出せないといった企業がたくさんあるよ。あんた、認識不足だ」というふうに指摘されました。

そういった意味でも、これは今から、市長おっしゃったように、5年ないしは6年先の話ですがけれども、先で景気がよくなるのであれば、少しは許せるかなと思うんですが、そういった環境に企業があるということを前提にして、合併を考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思うわけです。何か演説ばかりやっているみたいで質問になりませんが、合併後の問題として、非常に問題があるのではないかと、こういうふうに思っています。

それと、これも含めてですけれども、結構企業の社長さん、御存じない方がまだいらっしゃるんですよ。私はこういった、例えば新たな税がかかるかということ是非常に大事なことから、各企業にこうやってかかりますということを周知する必要があると思うんですよ。

そうして、当然税金が絡むとみんな反対されますけれども、そういったことを知らないで、「あ、そんなのがあるの」とびっくりされる方がまだいらっしゃいます。そういったことを市の方で周知徹底される意思があるかどうか、まずその辺から聞きたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 企業、事業所の立場に立ってみますと、大変切実なことであろうと、私は強く受けとめている1人でございます。ございますが、企業、あるいは事業所にとりましては、そこで事業を展開していくに足る土地であると、こういうふうに考えていただけるような土地であり、地域になっていく必要があるわけでありまして、いわば企

業なり事業所がそこで立地するという事は、ただ単に事業所税があるから、ないからということではなくて、自然環境、あるいは水の問題、あるいは空気の問題、あるいは人の問題、交通事情の問題、いろいろなものが勘案されての結論が導き出されてくるものと、こんなふうに思うわけでありまして、三位一体と言われておるような地方財源の厳しい状況が予測される将来でございます。そういう中において、自主財源の確保をしていくということは、即地域産業にそれを生かした施策を行うこともできるわけでありまして、一概に悲観的なことばかりを考えていくことはいかかなことかなと、こんなふうに思いつつ、それにいたしましても、事業所の皆様方へは先ほども申し上げましたように、きっちりとわかりやすく御説明をし、疑問にお答えをしていく、その努力をちゃんとしていかなばならないと、このように考えておるところでございますので、何とぞそういう観点から御理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 23番。

23番（久保 玄爾君） 先ほども言いましたけれども、右肩上がりのもう成長は望めない。しかもボーナスが出なかった企業というのはすごいんですよ。特に製造業あたり、去年もことしも出ないというところがあるんですね。そういったところに、例えば100万、200万の税金がかかってくるということは、彼らにとっては本当に死活問題なんですよ。そういった、もうちょっと深刻さを勉強されなきゃいけないんじゃないかと。そういうふうに思いますけれども、市長は市長のお考えがあるでしょうから、それはそのように周知されるわけですね。周知されるときにしっかり理解を求めようをお願いしたいと思います。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） ただいまPRというか、周知のことで御質問でしたが、この12月15日の広報に事業所税の概要について、そのイメージ図をお示しして、御説明もしております。

また、今までいわゆる商工会議所でございますとか、そういったところへ出向きまして説明会も開いた経緯もございますし、出前講座等々についても、このPRの方法について、広報等で皆様にお知らせを申し上げたところでございます。

したがいまして、今後また説明会等、私どもの方で予定しておるわけございまして、その方法については事業所別であるか、もしくは全事業所を対象にするのか、それはこれから検討させていただきたいというふうに思っておりますが、それは近々そのようなことでさせていただきたいというふうに思っております。

また、担当課でございます課税課の方にも何件かのお問い合わせをちょうだいしておる

ようでございますので、そのあたりもお含みおきいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 23番。

23番（久保 玄爾君） じゃ、周知の方はよろしくをお願いします。

同じようなことなんです、合併に関して、先ほどから安藤議員、藤本議員の方からいろんな質問がありましたように、合併をするに当たって、いろんな調整や、あるいは一般会計の投入だとか、調整するためにそういったことがなされているわけですが、私もついこの前上水道とか下水道の、法定協にちょっと傍聴に行かせていただきました。

その中で非常に心配したのは、特に国保会計については一般財源をもし入れないとするならば、防府市の場合は保険料の金額は、たしか5,300万円ぐらい保険料から徴収しないと、例えば一般会計の投入をなしにはやっていけないということがあります。したがって、それは保険料がアップしているわけですが、そういうのを当面は合併のときにはそれは上がりませんよと言って、ずっと交付金の措置によって、それが緩和されるから大丈夫ということなんです、それが終わった後、実はそれは交付金をもらって、こういうことだったんですよ。実はこれは国保会計、こういう運営をしなきゃならないんで、実は上がりますと、突然年間5,000円ぐらい上がりますよとかいうことを住民に言うというのは、まさに合併するときにそういうことがわかれば言うべきなんですけれども、恐らくそれは、当面お互いの各自治体間の調整をするために、軟着陸するためにそういったものを使ってやろうとするんですけれども、ある日突然、国保料、ちょっとこうなりますというふうに国保に入っていらっしゃる方に言えるんでしょうかね。

そういったものもいずれ、だからやらなかったらこうなりますよということをさっき言った広報とかそういったことを国保会計に入っていらっしゃる方に、やっぱりある程度お知らせしておかないとまずいと思うんですよ。

もう一つは上水道。これはもう一番の問題で、この前の法定協では土井助役が、よその財政でしたけれども、本当に核心をついた質問をされておりました。これも例えば当面は佐波川水系と榎野川水系で行こうというような話になっているみたいなんですけれども、新市になったらやっぱり住民は、同じ市だから同じサービスが当然のように、同じサービスでなきゃいけない、あるいは料金でなければいけないということになってくると思うんですよ、住民の側に立てば。

そうなったときに水道料金というのは、今、国保みたいな話じゃなくて、少なくとも荒谷ダムの232億円の建設仮勘定、これあたりは平成18年になった時点で企業会計に入

ってきます。そうしたときの水道料金というのは幾らに設定したら、いわゆる基準外繰り入れをしないで済むかということを前提にして、その数字もやっぱり統一するのであれば、我々住民にはっきりこのぐらいになりますと、合併したら、しばらくはいいですけども、いずれはこうなりますということをやっぱり教えるべきだと思うんですね。

私はよく合併について聞かれたときに、実はこういう問題がありますというと、「私らは全然知らんから」とおっしゃいます。合併についてはとにかく総務関係、総務費、議会費が減ってくるだろう。そういったことで、合併すれば非常に人件費が浮いてくるから、「合併っていいことですよ」という人が結構いるんです。

ただ、それぐらいの理解しかされていない方は結構多いと思うんですよね。そういったことも、ぜひとも決まった時点で、まだ決まっていませんから言えませんが、決まった時点でいろんな調整問題で、いずれはこうなるであろうというのは住民にはやっぱり知らせるべきだと、そう思うんです。

それでお伺いしたいんですけども、今、事業所税の件もあります。今、言った料金の問題等も含めて、ある時点で、どの時点か私はわかりませんが、市長さんの方でタイミングを見て住民アンケートをやるべきではないかというふうに思うんです。当然事業主の人は反対と言うでしょうけれども、一般住民の方も本当にその合併がいいのかどうかを判断できる材料をしっかりと流してもらって、そして住民アンケートを一回、やられる意思があるかどうか、その辺ちょっと。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） まさしく現在の制度が異なる自治体が、ある面では同じ制度のところもあるでしょうけれども、異なるもの同士が大同団結をして、将来というものに備えていく、そういう意味での、今、合併協議会であるわけでございまして、しかしながら、今、生きている市民、町民の方々にとっては今が大切なことでありまして、切実な問題になることは申すまでもないこととございます。

そうした中で、私はさまざまな問題の中で常に問題を先送りするのではなく、またぼやかして、後でとんでもない形になっていくようなことのないように、一つ一つ私はチェックをしているつもりでございますし、これからもその姿勢にはいささかの変わりもございません。

今、お話しいただいたいろいろな問題につきましても、現在進められております合併協議会の場で、下水道の問題も、あるいは上水道、水道の問題もそれぞれ議論がされているさなかでもございますし、また事業所税の問題については、これは合併協議会の中で議論、直接的な問題点ではございませんが、防府市が抱えている実情、事情というものを他の1

市4町の方々につまびらかに説明をして、防府市の立場というものを明確にお伝えをしていかねばならないと、そのように覚悟しておるわけでございまして、議員御指摘の先ほどの件にふれますけれども、私もちっぽけな事業者でございますし、事業を、今、営んでおられる方が大小問わずどんな厳しい状況にさらされているかということは、よく承知をしておる者の1人でございますので、十分そこらあたりも勘案しながら対応してまいりたいと、そのように思っておりますので、重ねて申し上げますが、未来に向かって切り開いていく場合にはいろいろな問題がやはり当然出てくるだろうと思っております。それらを今度は現実的なことだけではなくて、やはり未来にも目を転じていくということも私どもには不可欠のことではないかと、このように感じておるところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

議長（中司 実君） 23番。

23番（久保 玄爾君） 市長の気持ちはよくわかりました。

それでは、さっき財政の問題、例えば料金の問題を言いましたけれども、合併後の財政を健全に運営するために、ぜひともやっておかなければならないことがあるんですね。と、いいますのは、よく起こることなんですけれども、どうせ合併するのだから基金とか地方債を乱発して、合併前にいろんな自分のところだけの仕事をやってしまおうという、実は結構あるんですよ。そういった事例は全国にたくさんありまして、合併した後にその乱発した地方債なり基金、それを使ってしまったから、財政状況はもっと悪くなって、もう合併したら借金を返すだけだというような事例はたくさんあるみたいですが、合併法定協に出ている我が市として、その問題について、一応相手を信じねばならないというのはあるんでしょうけれども、それをなくするために、何か方策を考えておられるかどうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 具体的なことについては、財務担当からお答えさせたいと思っておりますけれども、どうも先ほど藤本議員さんからの御質問の中でもお答えいたしました、現在、全く別の自治体であるわけで、気づき、思いなども私は随分今日までも申してきておりますし、水道の問題については具体的に疑問を提示もしているわけでございます。

新たに何かを構築するという形ではなく、市民サービスの向上というか、水道料金的大幅な、大幅かどうかわかりませんが、改定による値下げに対する法定外の投入というようなことなどが新たに生じていることなどは、まさに今現在お話し合いを進めている中で生じてきていることでございますので、私はいかがなものかと、こういう思いを既にお伝えもしておりますし、これからもその立場を明確にしていかなければならないと思っております。

具体的な個々の問題につきましては、財務当局なりの考えもあろうかと思えます。私はやはりお互いがそれぞれの立場を理解しながら、お互いがそれぞれの立場を尊重しながら話し合いをしていくということが、この2市4町の法定合併協議の中では最も大切な審議であると、そのように感じております。

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） ただいまのお尋ねでございますけれども、議員御指摘のように、そんな事態が生じますと大変な、新市にとって財政運営に支障を来すというようなことは懸念されるというふうに思っております。

今、財務部会というところにおきまして、財政調整基金でございますけれども、これは新市で当然必要になってまいりますので、その持ち寄りについて一定の割合をやっていきましょうよということについての協議はしておるような状況でございます。

しかしながら、合併前日までは、今、市長も申しましたように、独立した自治体でございますので、いわゆる継続的に実施しております事業でありますとか、政策的に来年度予定しております事業等あるというふうに私も感じております。そういうことをやっぱり総合的に考えますと、いわゆる縛りかけるんだとか、規制をかけるということについては非常に困難な面が伴うということも御理解賜りたいというふうに思っております。

したがいまして、今、財務部会の方では基金の取り崩しでございますとか、書き込みによります地方債の乱発でございますね。そういったことがないようにその部会を通じまして、節度ある常識的な財政運営に努めましょうというふうなことで意思統一を諮っておりますので、最終的には合併そのものが最終的にお互いの信頼関係の中に成り立っておるということを十分御理解賜りまして、2市4町のモラルの範疇にこれはなるんではないかなということでございます。

以上であります。

議長（中司 実君） 23番。

23番（久保 玄爾君） お互いに信義を重んじてということですが、松浦市長さんにおかれましては、先ほどちょっと不満を述べられました水道会計のことですけれども、料金を設定するのに、さらに一般財源をつぎ込むことには、法定協をやっているさなかにそういうことがあったことは非常に残念だというふうにおっしゃいました。それはまさにお互いの信義をなくした態度であろうと思うんです。

もう一つ、きょうは余りひどいことを言うと怒られますけれども、特例債というのがありますけれども、この特例債はこれを全部使ってしまうと、15年度のうちはもう言ったらそれこそ、変な、赤字再建団体までいかなくても、借金返すだけの団体になってしまう

というようなことがよく言われます。この特例債を法定協か小委員会かわかりませんが、ある町の長が、うちに何々をつくってくれ、そして庁舎もうちの近所につくってくれ。それは特例債を使ってやろうという考えを持っている人は既におるんですね。彼は特例債をうちの町に使いたいという意思を持ってやっているんですけども、その町は基金なんかは全体で見たらもう全然持っていないと。ほとんど徳地町よりも少ないところですね。徳地町は結構持っているんですけども、一番少ないところですね。そういったところがそういうことを主張し始めているわけです。

私はいろいろな話を聞いていますと、どうも地域エゴといいますか、我々のところも地域エゴはあるでしょう。今の事業所税は地域エゴかもわかりませんが。そういったことが既に言われているということは、今の地方債の乱発、基金の取り崩しは起こり得る、こういうふうに関心しているわけです。

そこで提案なんですけれども、先ほどの安藤議員の調査によると、財政力、財政運営については防府が一番優秀だと。そこで、他市に比較されて優秀だというふうにおっしゃいましたように、多分優秀であるということは、地方債の償還能力に長けておることだと思えますよ。各市が持っている地方債ありますよね、借金が。それを償還する能力が防府市は一応トップだということだと思えます。

その辺は償還能力に応じて、この次に特例債を使うときには、償還能力が一番多いところに、もちろんこれは規模によって勘案しなきゃいけませんけれども、それを参考にしながら、償還能力に長けているところにその地域に特例債を何割、次の2番目が何割。一番基金を持っていないところは、それはもう後は借金ばかりで必ずきゅうきゅう言うんだから、これはだめというようなところは、一番最後にくるわけですね。そういった決め方をしておきますと、基金を取り崩したり、地方債を乱発したら損をするから、やらないということがあろうと思えます。

実を言うと、こういう方法があるよというのは、ある学者の先生から聞いたというか、読んだという話なんですけれども、いずれそういうことが、もし地方債を乱発してやりますと、合併が新市の財政を破綻させたということになる、そういう危惧があるわけですよ。そういったことがありますので、今の御答弁はしなくていいですが、そういったことがまたいろいろ研究されて、ぜひともこれは庁舎の、材料にしちゃいけませんけれども、交渉ごとですから、自分の、我々の新市に対する思いと同時に庁舎の意見をひっかけて、ひとつ頑張ってくださいたい、そういうふうに関心しておりますので、市長、別に答弁は要りませんけれども。答弁されますか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） ただいまの御意見をしっかり踏まえて対応してまいりたいと、
そのように思っております。

議長（中司 実君） 以上で、23番議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ご
ざいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中司 実君） 御異議ないものと認めます。よって、本日は、これにて延会す
ることに決しました。お疲れさまでございました。

午後 3時28分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年12月10日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 今 津 誠 一

防府市議会議員 河 村 龍 夫